



鳥取県公報

令和6年3月29日（金）
号外第35号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県立美術館の設置等に関する条例の施行期日を定める規則 （8）（美術館整備課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則（9）（税務課）・・・・・・・・・・ 6 鳥取県営鳥取空港管理規則の一部を改正する規則（10）（交通政策課）・・・・・・・・ 15 鳥取県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（11）（人事企画課）・・・・ 24 鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則（12）（〃）・・・・・・・・・・・・ 28 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び職員の退職 手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（13）（職員支援課）・・・・・・・・ 52 とっとり県民の日条例第4条の使用料等を定める規則の一部を改正する規則 （14）（県民参画協働課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53 鳥取県個人情報の保護に関する法律等施行規則の一部を改正する規則（15）（〃）・・・・ 54 鳥取県立むきばんだ史跡公園管理規則の一部を改正する規則 （16）（とっとり弥生の王国推進課）・・・・・・・・・・・・ 55
-------	---

——公布された規則のあらまし——

◇鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

- (1) 地方税法の一部が改正され、森林環境税が創設されたこと等に伴い、所要の改正を行う。
- (2) 身体障害者等の利用に専ら供すると認められる自動車等に係る自動車税種別割の納税者の利便性向上を図るため、課税免除申請書等の提出期限を延長する。
- (3) 地方自治法施行令の一部が改正され、指定公金事務取扱者制度が創設されることに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 市町村長が森林環境税の課税状況等を知事に報告する様式を定める等所要の規定の整備を行う。
- (2) 普通徴収する身体障害者等の利用に専ら供するための構造と認められる自動車等に係る自動車税種別割の課税免除の申請書等の提出期限を、自動車税種別割の納期限（現行 納期限前7日）までとする。
- (3) 県税の収納の事務を委託することができる基準を定める規定を削る。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和6年4月1日とする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日とする。
 - (ア) (2)に関する事項及び(4)に関する事項の一部 公布の日
 - (イ) (4)に関する事項の一部 令和7年1月1日
 - (ウ) (1)に関する事項の一部 令和7年4月1日
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県営鳥取空港管理規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部が改正され、空港機能施設事業に対する規制が定められたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 改正案の概要

- (1) 空港機能施設事業を行う者の指定に係る申請書の様式等を定める。
- (2) 心身の故障により空港機能施設事業を適正に行うことができない者は、精神の機能の障害により空港機能施設事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
- (3) 指定空港機能施設事業者が行う区分経理の方法は、空港機能施設事業とその他の事業の双方に関連する収入及び費用について、その性質又は目的に従って区分する等の適正な基準により行うものとする。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、令和6年4月1日とする。

◇鳥取県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

業務を円滑かつ効率的に進めるため、鳥取県労働委員会事務局（以下「事務局」という。）の内部組織を改める。

2 規則の概要

- (1) 審査調整課を廃止し、総務・審査担当及び調整・個別紛争解決支援担当を事務局の内部組織とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和6年4月1日とする。
 - イ 鳥取県予算規則について、所要の規定の整備を行う。

◇鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

人口減少社会対策及び中山間における課題解決に向けた体制整備のほか、新たな行政課題に対応するため、県の行政組織を改めるとともに、新たな職を設置する等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 行政組織規則の一部改正

ア 輝く鳥取創造本部にとっとり暮らし推進局を設置するとともに、若者Uターン・定住戦略本部事務局長を置く。

イ とっとり暮らし推進局に人口減少社会対策課及び協働参画課を、中山間・地域振興局に中山間・地域振興課及び交通政策課を設置する。

ウ 地域社会振興部スポーツ振興局ねんりんピック・関西ワールドマスターズゲームズ推進課を廃止し、同部にねんりんピックはばたけ鳥取2024実施本部事務局及び美術館を設置するとともに美術館整備監を置く。

エ 福祉保健部感染症対策局並びに総合調整課及び感染症対策課を廃止する。

オ 生活環境部に犯罪被害者総合サポートセンターを設置する。

カ 内部組織、所掌事務及び附属機関について所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県庁舎管理規則の一部改正

八頭庁舎の庁舎管理者は東部地域振興事務所長を充てることとする。（現行 八頭県土整備事務所長）

(3) 職員の職の設置に関する規則の一部改正

ア 職員の職に大阪・関西万博鳥取県魅力発信強化戦略会議事務局長、美術館整備監及び若者Uターン・定住戦略本部事務局長を加える。

イ その他所要の規定の整備を行う。

(4) 鳥取県物品事務取扱規則の一部改正

労働委員会事務局の物品出納員に充てる者の職名を改める。

(5) 鳥取県事務処理権限規則の一部改正

課内室長及び課長の定義について、所要の規定の整備を行う。

(6) 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正

ア 公の意思の形成への参画に携わる職に局内に課が置かれない局に置かれる副局長を加える。

イ その他所要の規定の整備を行う。

(7) 施行期日等

ア 施行期日は、令和6年4月1日とする。

イ 関係する規則について、所要の規定の整備を行う。

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が制定され、売春防止法に規定する補導処分が廃止されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正

休業補償を行わない場合を定めた規定中、売春防止法の規定により婦人補導院に収容されている場合を削る。

(2) 職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正

ア 職員の退職手当に関する条例第15条第10項第2号に規定する規則で定める就職が困難な者を定めた規定中、売春防止法の規定により保護観察に付された者を削る。

イ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布の日とする(2)イに関する事項を除き、令和6年4月1日とする。

◇とっとり県民の日条例第4条の使用料等を定める規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

とっとり県民の日にふさわしい行事の実施の促進を図るため利用料金を徴収しない施設を加えるとともに、都市公園条例の一部改正に伴う所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) とっとり県民の日等において利用料金を徴収しない施設に鳥取県立布勢総合運動公園の投てき場及び鳥取県立東郷湖羽合臨海公園の南谷多目的広場を加える。

(2) 新たに指定管理者に行わせることができることとされた都市公園の占用の許可等に係る利用料金について、知事が許可を行う場合の使用料と同様に徴収しないものとする。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、令和6年4月1日とする。

◇鳥取県個人情報保護に関する法律等施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

郵便物の代金引換に係る特殊取扱料の改定に伴い、受益と負担の公平の確保を図るため、保有個人情報が記録されている文書等の写しの送付に係る手数料の減免の額を見直す。

2 規則の概要

(1) 代金引換以外の方法で写しを送付する場合において手数料の額から減じる額を350円（現行 330円）に改める。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、令和6年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県立むきばんだ史跡公園管理規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部が改正され、指定管理者に行わせる業務の範囲が拡大されることに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県立むきばんだ史跡公園（以下「史跡公園」という。）の利用許可の申請は、指定管理者の定める申請書を指定管理者に提出してしなければならないこととする。

(2) 史跡公園の施設設備又は展示物その他の資料を毀損し、又は汚損した者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならないこととする。

(3) 規則に定めるもののほか、史跡公園の管理に関し必要な事項は、指定管理者が定めることとする。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日は、令和6年4月1日とする。

規 則

鳥取県立美術館の設置等に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第8号

鳥取県立美術館の設置等に関する条例の施行期日を定める規則

鳥取県立美術館の設置等に関する条例（令和元年鳥取県条例第5号）の施行期日は令和7年3月30日とし、同条例附則第1項第2号に掲げる規定の施行期日は令和6年4月1日とする。

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第9号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p> 第1節 通則（第1条—<u>第4条の2</u>）</p> <p> 第2節 略</p> <p>第2章・第3章 略</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p> 第1節 通則（第1条—<u>第4条の3</u>）</p> <p> 第2節 略</p> <p>第2章・第3章 略</p> <p>附則</p> <p><u>（県税の収納の事務を委託することができる基準）</u></p> <p><u>第4条の3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。第14条の2第1項において「施行令」という。）第158条の2第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>（1） 委託する事務を適切かつ確実に遂行するに足りる事業規模を有し、かつ、経営状況が健全であること。</u></p> <p><u>（2） 普通地方公共団体の公金、電気料金、ガス料金、電信電話料金等の収納の事務を受託し、又はこれらに類するものの収納に関する事務を処理した実績があること。</u></p> <p><u>（3） 収納した県税を遅滞なく指定金融機関に払い込むことができ、かつ、収納の状況を正確に記録し、及び県に遅滞なく必要な報告を行うことができる技術的な基礎を有していること。</u></p>
<p>（繰上徴収の告知）</p> <p>第8条 令第6条の2の4ただし書に規定する納期限を変更する旨の文書は、第5号様式のとおりとする。</p>	<p>（繰上徴収の告知）</p> <p>第8条 令第6条の2の3ただし書に規定する納期限を変更する旨の文書は、第5号様式のとおりとする。</p>
<p>（譲渡担保権者等に対する告知書等）</p> <p>第12条 令第6条の7第1項に規定する譲渡担保権者に対する告知書は、第10号様式のとおりとする。</p>	<p>（譲渡担保権者等に対する告知書等）</p> <p>第12条 令第6条の8第1項に規定する譲渡担保権者に対する告知書は、第10号様式のとおりとする。</p>
<p>2 令第6条の7第2項に規定する納税者又は特別</p>	<p>2 令第6条の8第2項に規定する納税者又は特別</p>

<p>徴収義務者に対する通知の文書は、第10号様式の2のとおりとする。</p> <p>(口座振替の方法による個人の事業税等の納付)</p> <p>第14条の2 個人が行う事業に対する事業税又は自動車税の種別割を<u>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第155条の規定による口座振替の方法(第50条の19の3において「口座振替の方法」という。)</u>によって納付しようとする者は、第11号様式の4による<u>県税納付書送付依頼書兼県税口座振替依頼書・自動払込受付通知書(以下この条において「依頼書」という。)</u>を課税地を管轄する所長又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)に提出しなければならない。<u>ただし、指定金融機関等に対しては、当該指定金融機関等が指定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をもって依頼書の提出に代えることができる。</u></p>	<p>徴収義務者に対する通知の文書は、第10号様式の2のとおりとする。</p> <p>(口座振替の方法による個人の事業税等の納付)</p> <p>第14条の2 個人が行う事業に対する事業税又は自動車税の種別割を<u>施行令第155条の規定による口座振替の方法(第50条の19の3において「口座振替の方法」という。)</u>によって納付しようとする者は、第11号様式の4による<u>県税納付書送付依頼書兼県税口座振替依頼書・自動払込受付通知書</u>を課税地を管轄する所長又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)に提出しなければならない。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(個人の県民税にかかる徴収整理簿の備付)</p> <p>第33条 略</p> <p>2 前項の規定による徴収済額の記載は、<u>令第57条の4の2の規定による^{あん}按分率によって按分した額</u>によらなければならない。</p>	<p>(個人の県民税にかかる徴収整理簿の備付)</p> <p>第33条 略</p> <p>2 前項の規定による徴収済額の記載は、<u>令第8条の規定による^{あん}分率によって^{あん}分した額</u>によらなければならない。</p>
<p>(種別割の課税免除に係る一般乗合用のバスの範囲)</p> <p>第50条の9 条例第137条第2項第10号に規定する規則で定める基準を満たす一般乗合用のバスは、同号に規定する補助金に係るバス路線(以下「生活路線」という。)を運行する一般乗合用のバス(以下「課税免除対象バス」という。)のうち、同条の課税免除を受けようとする年度の4月1日(同日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、直後に到来するこれらの日以外の日。以下「基準日」という。)において、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第25条第1項の<u>業務記録</u>によって生活路線の走行キロ数及び全走行キロ数を算定し、次の算式により算定した生活路線走行率の高いものから順次課税免除対象バス総数までの一般乗合用のバスとする。</p> <p>生活路線走行率=基準日における生活路線の走</p>	<p>(種別割の課税免除に係る一般乗合用のバスの範囲)</p> <p>第50条の9 条例第137条第2項第10号に規定する規則で定める基準を満たす一般乗合用のバスは、同号に規定する補助金に係るバス路線(以下「生活路線」という。)を運行する一般乗合用のバス(以下「課税免除対象バス」という。)のうち、同条の課税免除を受けようとする年度の4月1日(同日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、直後に到来するこれらの日以外の日。以下「基準日」という。)において、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第25条第1項の<u>乗務記録</u>によって生活路線の走行キロ数及び全走行キロ数を算定し、次の算式により算定した生活路線走行率の高いものから順次課税免除対象バス総数までの一般乗合用のバスとする。</p> <p>生活路線走行率=基準日における生活路線の走</p>

行キロ数／基準日における全走行キロ数
2・3 略

(自動車税の課税免除の手続)
第50条の10 略

2 略

3 条例第137条第2項第4号から第11号までの規定により種別割の課税免除を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、課税免除申請書等を提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由により、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添付した課税免除申請書等を提出したときは、同表に定める提出期限内に提出したものとみなす。

区分	課税免除申請書等の提出期限	提出先
(1) 普通徴収に係るもの	条例第141条に規定する納期限	略
略		

4 前項の課税免除申請書等は、課税免除の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

課税免除の区分	申請書	課税免除を受けようとする事由を証する書類
略		
(3) 条例第137条第2項第10号に係るもの	第64号様式の5	ア・イ 略 ウ 基準日における課税免除対象バスに係る <u>業務記録</u> の写し
略		

(自動車税の減免の手続)
第50条の16 略

2・3 略

4 条例第137条の2第2項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、減免申請書等を提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由

行キロ数／基準日における全走行キロ数
2・3 略

(自動車税の課税免除の手続)
第50条の10 略

2 略

3 条例第137条第2項第4号から第11号までの規定により種別割の課税免除を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、課税免除申請書等を提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由により、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添付した課税免除申請書等を提出したときは、同表に定める提出期限内に提出したものとみなす。

区分	課税免除申請書等の提出期限	提出先
(1) 普通徴収に係るもの	条例第141条に規定する納期限前7日	略
略		

4 前項の課税免除申請書等は、課税免除の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

課税免除の区分	申請書	課税免除を受けようとする事由を証する書類
略		
(3) 条例第137条第2項第10号に係るもの	第64号様式の5	ア・イ 略 ウ 基準日における課税免除対象バスに係る <u>乗務記録</u> の写し
略		

(自動車税の減免の手続)
第50条の16 略

2・3 略

4 条例第137条の2第2項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、減免申請書等を提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由

により、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添付した減免申請書等を提出したときは、同表に定める提出期限内に提出したものとみなす。

区分	減免申請書等の提出期限	提出先
(1) 普通徴収に係るものの	条例第141条に規定する <u>納期限</u>	略
略		

5・6 略

により、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添付した減免申請書等を提出したときは、同表に定める提出期限内に提出したものとみなす。

区分	減免申請書等の提出期限	提出先
(1) 普通徴収に係るものの	条例第141条に規定する <u>納期限前7日</u> (<u>条例第137条の2第2項第2号に係るもの</u> にあつては、 <u>当該納期限</u>)	略
略		

5・6 略

第2条 鳥取県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第51号様式から第53号様式までを次のように改める。

第51号様式(第35条の2関係)

年度個人県民税等課税状況報告書

鳥取県事務局長

市町村長

様年 月 日提出

区分	市町村県民税課税額			県民税課税額			市町村民税、県民税及び森林課税額の課税総額			課税総額に対する県民税の課税額の割合			課税総額に対する森林課税額の割合			課税総額に対する均等割及び所得割を納めるもの			納税義務者数		
	均等割	所得割	計	均等割	所得割	計	森林課税額	市町村民税、県民税及び森林課税額の課税総額	課税総額に対する県民税の課税額の割合	課税総額に対する森林課税額の割合	課税総額に対する均等割及び所得割を納めるもの	均等割のみのもの	均等割及び所得割を納めるもの	均等割及び所得割を納めるもの	均等割及び所得割を納めるもの	均等割及び所得割を納めるもの	均等割及び所得割を納めるもの	均等割及び所得割を納めるもの	均等割及び所得割を納めるもの	均等割及び所得割を納めるもの	
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)								
給与所得以外分																					
給与所得分																					
合計																					

2. 課税総額に関する調べ

区分	所得割の納税義務者数		均等割の納税義務者数		均等割及び所得割の納税義務者数		均等割及び所得割を納めるもの		均等割及び所得割を納めるもの		均等割及び所得割を納めるもの	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
給与所得以外分												
給与所得分												
合計												

3. 諸控除等に関する調べ

区分	新設控除		小規模企業共済掛金控除		社会保険料控除		配偶者特別控除		扶養控除		基礎控除		その他の控除		合計	
	納税義務者数	控除額	納税義務者数	控除額	納税義務者数	控除額	納税義務者数	控除額	納税義務者数	控除額	納税義務者数	控除額	納税義務者数	控除額	納税義務者数	控除額
給与所得以外分																
給与所得分																
合計																

- (記載上の注意)
- この報告書は、当該年度に現年分として課税した総額について記載すること。
 - 給与所得分とそれ以外に分けて記載すること。
 - 1の表中(4)の額は、同(13)の人員に1,500円を乗じた額に符合し、同(5)の額は2の表中(7)の額に符合するものであること。
 - 1の表中(9)及び(10)の率は、小数点以下4位までとし、5位以下は切り捨てること。
 - 「納税義務者数」は、課税人員を記載すること。
 - 2の表中(7)欄の人員は、1の表中(12)の人数と符合するものであり、基礎控除の対象となった人員であること。
 - 2の表中(1)欄の額は3表中(A)欄の額に、同様に(2)欄の額は(B)欄の額に、(3)欄の額は(C)～(H)欄の額にそれぞれ符合するものであること。

令和6年度 月分個人県民税等賦徴徴収状況報告書

鳥取県鳥取市 令和6年 月 日 提出 市町村長

第2号付録(賦徴状況報告書の添付)

区分	賦 定 額 等										徴収率																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	県民税分		市町村税分		森林譲渡税分		固定資産税(固定資産税の合計)(個人住民税の合計)(個人住民税の合計)(個人住民税の合計)		雑税等(雑税等)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	人員	税額	人員	税額	人員	税額	人員	税額	人員	税額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
前期前納金	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	(39)	(40)	(41)	(42)	(43)	(44)	(45)	(46)	(47)	(48)	(49)	(50)	(51)	(52)	(53)	(54)	(55)	(56)	(57)	(58)	(59)	(60)	(61)	(62)	(63)	(64)	(65)	(66)	(67)	(68)	(69)	(70)	(71)	(72)	(73)	(74)	(75)	(76)	(77)	(78)	(79)	(80)	(81)	(82)	(83)	(84)	(85)	(86)	(87)	(88)	(89)	(90)	(91)	(92)	(93)	(94)	(95)	(96)	(97)	(98)	(99)	(100)	(101)	(102)	(103)	(104)	(105)	(106)	(107)	(108)	(109)	(110)	(111)	(112)	(113)	(114)	(115)	(116)	(117)	(118)	(119)	(120)	(121)	(122)	(123)	(124)	(125)	(126)	(127)	(128)	(129)	(130)	(131)	(132)	(133)	(134)	(135)	(136)	(137)	(138)	(139)	(140)	(141)	(142)	(143)	(144)	(145)	(146)	(147)	(148)	(149)	(150)	(151)	(152)	(153)	(154)	(155)	(156)	(157)	(158)	(159)	(160)	(161)	(162)	(163)	(164)	(165)	(166)	(167)	(168)	(169)	(170)	(171)	(172)	(173)	(174)	(175)	(176)	(177)	(178)	(179)	(180)	(181)	(182)	(183)	(184)	(185)	(186)	(187)	(188)	(189)	(190)	(191)	(192)	(193)	(194)	(195)	(196)	(197)	(198)	(199)	(200)	(201)	(202)	(203)	(204)	(205)	(206)	(207)	(208)	(209)	(210)	(211)	(212)	(213)	(214)	(215)	(216)	(217)	(218)	(219)	(220)	(221)	(222)	(223)	(224)	(225)	(226)	(227)	(228)	(229)	(230)	(231)	(232)	(233)	(234)	(235)	(236)	(237)	(238)	(239)	(240)	(241)	(242)	(243)	(244)	(245)	(246)	(247)	(248)	(249)	(250)	(251)	(252)	(253)	(254)	(255)	(256)	(257)	(258)	(259)	(260)	(261)	(262)	(263)	(264)	(265)	(266)	(267)	(268)	(269)	(270)	(271)	(272)	(273)	(274)	(275)	(276)	(277)	(278)	(279)	(280)	(281)	(282)	(283)	(284)	(285)	(286)	(287)	(288)	(289)	(290)	(291)	(292)	(293)	(294)	(295)	(296)	(297)	(298)	(299)	(300)	(301)	(302)	(303)	(304)	(305)	(306)	(307)	(308)	(309)	(310)	(311)	(312)	(313)	(314)	(315)	(316)	(317)	(318)	(319)	(320)	(321)	(322)	(323)	(324)	(325)	(326)	(327)	(328)	(329)	(330)	(331)	(332)	(333)	(334)	(335)	(336)	(337)	(338)	(339)	(340)	(341)	(342)	(343)	(344)	(345)	(346)	(347)	(348)	(349)	(350)	(351)	(352)	(353)	(354)	(355)	(356)	(357)	(358)	(359)	(360)	(361)	(362)	(363)	(364)	(365)	(366)	(367)	(368)	(369)	(370)	(371)	(372)	(373)	(374)	(375)	(376)	(377)	(378)	(379)	(380)	(381)	(382)	(383)	(384)	(385)	(386)	(387)	(388)	(389)	(390)	(391)	(392)	(393)	(394)	(395)	(396)	(397)	(398)	(399)	(400)	(401)	(402)	(403)	(404)	(405)	(406)	(407)	(408)	(409)	(410)	(411)	(412)	(413)	(414)	(415)	(416)	(417)	(418)	(419)	(420)	(421)	(422)	(423)	(424)	(425)	(426)	(427)	(428)	(429)	(430)	(431)	(432)	(433)	(434)	(435)	(436)	(437)	(438)	(439)	(440)	(441)	(442)	(443)	(444)	(445)	(446)	(447)	(448)	(449)	(450)	(451)	(452)	(453)	(454)	(455)	(456)	(457)	(458)	(459)	(460)	(461)	(462)	(463)	(464)	(465)	(466)	(467)	(468)	(469)	(470)	(471)	(472)	(473)	(474)	(475)	(476)	(477)	(478)	(479)	(480)	(481)	(482)	(483)	(484)	(485)	(486)	(487)	(488)	(489)	(490)	(491)	(492)	(493)	(494)	(495)	(496)	(497)	(498)	(499)	(500)	(501)	(502)	(503)	(504)	(505)	(506)	(507)	(508)	(509)	(510)	(511)	(512)	(513)	(514)	(515)	(516)	(517)	(518)	(519)	(520)	(521)	(522)	(523)	(524)	(525)	(526)	(527)	(528)	(529)	(530)	(531)	(532)	(533)	(534)	(535)	(536)	(537)	(538)	(539)	(540)	(541)	(542)	(543)	(544)	(545)	(546)	(547)	(548)	(549)	(550)	(551)	(552)	(553)	(554)	(555)	(556)	(557)	(558)	(559)	(560)	(561)	(562)	(563)	(564)	(565)	(566)	(567)	(568)	(569)	(570)	(571)	(572)	(573)	(574)	(575)	(576)	(577)	(578)	(579)	(580)	(581)	(582)	(583)	(584)	(585)	(586)	(587)	(588)	(589)	(590)	(591)	(592)	(593)	(594)	(595)	(596)	(597)	(598)	(599)	(600)	(601)	(602)	(603)	(604)	(605)	(606)	(607)	(608)	(609)	(610)	(611)	(612)	(613)	(614)	(615)	(616)	(617)	(618)	(619)	(620)	(621)	(622)	(623)	(624)	(625)	(626)	(627)	(628)	(629)	(630)	(631)	(632)	(633)	(634)	(635)	(636)	(637)	(638)	(639)	(640)	(641)	(642)	(643)	(644)	(645)	(646)	(647)	(648)	(649)	(650)	(651)	(652)	(653)	(654)	(655)	(656)	(657)	(658)	(659)	(660)	(661)	(662)	(663)	(664)	(665)	(666)	(667)	(668)	(669)	(670)	(671)	(672)	(673)	(674)	(675)	(676)	(677)	(678)	(679)	(680)	(681)	(682)	(683)	(684)	(685)	(686)	(687)	(688)	(689)	(690)	(691)	(692)	(693)	(694)	(695)	(696)	(697)	(698)	(699)	(700)	(701)	(702)	(703)	(704)	(705)	(706)	(707)	(708)	(709)	(710)	(711)	(712)	(713)	(714)	(715)	(716)	(717)	(718)	(719)	(720)	(721)	(722)	(723)	(724)	(725)	(726)	(727)	(728)	(729)	(730)	(731)	(732)	(733)	(734)	(735)	(736)	(737)	(738)	(739)	(740)	(741)	(742)	(743)	(744)	(745)	(746)	(747)	(748)	(749)	(750)	(751)	(752)	(753)	(754)	(755)	(756)	(757)	(758)	(759)	(760)	(761)	(762)	(763)	(764)	(765)	(766)	(767)	(768)	(769)	(770)	(771)	(772)	(773)	(774)	(775)	(776)	(777)	(778)	(779)	(780)	(781)	(782)	(783)	(784)	(785)	(786)	(787)	(788)	(789)	(790)	(791)	(792)	(793)	(794)	(795)	(796)	(797)	(798)	(799)	(800)	(801)	(802)	(803)	(804)	(805)	(806)	(807)	(808)	(809)	(810)	(811)	(812)	(813)	(814)	(815)	(816)	(817)	(818)	(819)	(820)	(821)	(822)	(823)	(824)	(825)	(826)	(827)	(828)	(829)	(830)	(831)	(832)	(833)	(834)	(835)	(836)	(837)	(838)	(839)	(840)	(841)	(842)	(843)	(844)	(845)	(846)	(847)	(848)	(849)	(850)	(851)	(852)	(853)	(854)	(855)	(856)	(857)	(858)	(859)	(860)	(861)	(862)	(863)	(864)	(865)	(866)	(867)	(868)	(869)	(870)	(871)	(872)	(873)	(874)	(875)	(876)	(877)	(878)	(879)	(880)	(881)	(882)	(883)	(884)	(885)	(886)	(887)	(888)	(889)	(890)	(891)	(892)	(893)	(894)	(895)	(896)	(897)	(898)	(899)	(900)	(901)	(902)	(903)	(904)	(905)	(906)	(907)	(908)	(909)	(910)	(911)	(912)	(913)	(914)	(915)	(916)	(917)	(918)	(919)	(920)	(921)	(922)	(923)	(924)	(925)	(926)	(927)	(928)	(929)	(930)	(931)	(932)	(933)	(934)	(935)	(936)	(937)	(938)	(939)	(940)	(941)	(942)	(943)	(944)	(945)	(946)	(947)	(948)	(949)	(950)	(951)	(952)	(953)	(954)	(955)	(956)	(957)	(958)	(959)	(960)	(961)	(962)	(963)	(964)	(965)	(966)	(967)	(968)	(969)	(970)	(971)	(972)	(973)	(974)	(975)	(976)	(977)	(978)	(979)	(980)	(981)	(982)	(983)	(984)	(985)	(986)	(987)	(988)	(989)	(990)	(991)	(992)	(993)	(994)	(995)	(996)	(997)	(998)	(999)	(1000)	(1001)	(1002)	(1003)	(1004)	(1005)	(1006)	(1007)	(1008)	(1009)	(1010)	(1011)	(1012)	(1013)	(1014)	(1015)	(1016)	(1017)	(1018)	(1019)	(1020)	(1021)	(1022)	(1023)	(1024)	(1025)	(1026)	(1027)	(1028)	(1029)	(1030)	(1031)	(1032)	(1033)	(1034)	(1035)	(1036)	(1037)	(1038)	(1039)	(1040)	(1041)	(1042)	(1043)	(1044)	(1045)	(1046)	(1047)	(1048)	(1049)	(1050)	(1051)	(1052)	(1053)	(1054)	(1055)	(1056)	(1057)	(1058)	(1059)	(1060)	(1061)	(1062)	(1063)	(1064)	(1065)	(1066)	(1067)	(1068)	(1069)	(1070)	(1071)	(1072)	(1073)	(1074)	(1075)	(1076)	(1077)	(1078)	(1079)	(1080)	(1081)	(1082)	(1083)	(1084)	(1085)	(1086)	(1087)	(1088)	(1089)	(1090)	(1091)	(1092)	(1093)	(1094)	(1095)	(1096)	(1097)	(1098)	(1099)	(1100)	(1101)	(1102)	(1103)	(1104)	(1105)	(1106)	(1107)	(1108)	(1109)	(1110)	(1111)	(1112)	(1113)	(1114)	(1115)	(1116)	(1117)	(1118)	(1119)	(1120)	(1121)	(1122)	(1123)	(1124)	(1125)	(1126)	(1127)	(1128)	(1129)	(1130)	(1131)	(1132)	(1133)	(1134)	(1135)	(1136)	(1137)	(1138)	(1139)	(1140)	(1141)	(1142)	(1143)	(1144)	(1145)	(1146)	(1147)	(1148)	(1149)	(1150)	(1151)	(1152)	(1153)	(1154)	(1155)	(1156)	(1157)	(1158)	(1159)	(1160)	(1161)	(1162)	(1163)	(1164)	(1165)	(1166)	(1167)	(1168)	(1169)	(1170)	(1171)	(1172)	(1173)	(1174)	(1175)	(1176)	(1177)	(1178)	(1179)	(1180)	(1181)	(1182)	(1183)	(1184)	(1185)	(1186)	(1187)	(1188)	(1189)	(1190)	(1191)	(1192)	(1193)	(1194)	(1195)	(1196)	(1197)	(1198)	(1199)	(1200)	(1201)	(1202)	(1203)	(1204)	(1205)	(1206)	(1207)	(1208)	(1209)	(1210)	(1211)	(1212)	(1213)	(1214)	(1215)	(1216)	(1217)	(1218)	(1219)	(1220)	(1221)	(1222)	(1223)	(1224)	(1225)	(1226)	(1227)	(1228)	(1229)	(1230)	(1231)	(1232)	(1233)	(1234)	(1235)	(1236)	(1237)	(1238)	(1239)	(1240)	(1241)	(1242)	(1243)	(1244)	(1245)	(1246)	(1247)	(1248)	(1249)	(1250)	(1251)	(1252)	(1253)	(1254)	(1255)	(1256)	(1257)	(1258)	(1259)	(1260)	(1261)	(1262)	(1263)	(1264)	(1265)	(1266)	(1267)	(1268)	(1269)	(1270)	(1271)	(1272)	(1273)	(1274)	(1275)	(1276)	(1277)	(1278)	(1279)	(1280)	(1281)	(1282)	(1283)	(1284)	(1285)	(1286)	(1287)	(1288)	(1289)	(1290)	(1291)	(1292)	(1293)

個人県民税等滞納状況報告書 (年度)										
市町村長										
区分	個人県民税				森林県民税				備考	
	現年度分	過年度分	令和6年度 以前分	令和5年度 以前分	計	現年度分	過年度分	滞納超過分		計
調 定 額	(ア)									
徴 収 済 額	(イ)									
徴 収 率	(ウ)									
不 納 欠 損 額	(エ)									
滞 納 税 額	(ア)-(イ)-(ウ)									
徴 収 額 予 額	(イ)									
繰 越 額 予 額	(イ)									
滞 納 欠 分 停 止 額	(イ)									
計	(ア)+(イ)+(ウ)									
滞 納 者 数	(イ)									
一人当たりの滞納税額	(イ)									
	(イ)									
	(イ)									

第3条 鳥取県税条例施行規則の一部を次のように改正する。
第52号様式を次のように改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中鳥取県税条例施行規則第12条、第33条第2項、第50条の9第1項及び第50条の10第4項の改正規定 公布の日

(2) 第1条中鳥取県税条例施行規則第8条の改正規定 令和7年1月1日

(3) 第3条の規定 令和7年4月1日

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鳥取県税条例施行規則第33条第2項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の鳥取県税条例施行規則の規定は令和6年度以後の年度分の個人の県民税について、第3条の規定による改正後の鳥取県税条例施行規則の規定は令和7年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

鳥取県営鳥取空港管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第10号

鳥取県営鳥取空港管理規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県営鳥取空港管理規則（昭和42年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(選定事業者の選定の申請)</p> <p>第11条 条例第21条第3項の規定による申請は、申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>条例第21条第1項に規定する運営対象施設</u>（以下「<u>運営対象施設</u>」という。）の運営等の業務に関する事業計画書</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(運営権者による<u>運営等</u>)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項に規定する場合においては、この規則（前2条、次項、次条、第16条から第18条まで及び第20条を除く。）の規定に基づく知事の権限は、運営権者が行うものとする。</p> <p>3 第1項に規定する場合においては、条例又はこの規則に定めるもののほか、<u>運営対象施設の運営等</u>に必要な事項は、条例第22条第1項の規定により知事が定める基準に従い、運営権者が定めるものとする。</p> <p><u>(空港機能施設事業を行う者の指定の申請)</u></p> <p>第14条 条例第25条第1項の規定による指定を受けようとする者は、様式第8号による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p><u>(心身の故障により空港機能施設事業を適正に行うことができない者)</u></p> <p>第15条 条例第25条第2項第3号の規則で定める者は、<u>精神の機能の障害により空港機能施設事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思</u></p>	<p>(選定事業者の選定の申請)</p> <p>第11条 条例第21条第2項の規定による申請は、申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>空港の運営等の業務に関する事業計画書</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(運営権者による<u>運営</u>)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項に規定する場合においては、この規則（前2条及び次項を除く。）の規定に基づく知事の権限は、運営権者が行うものとする。</p> <p>3 第1項に規定する場合においては、条例又はこの規則に定めるもののほか、<u>空港の運営</u>に必要な事項は、条例第22条第1項の規定により知事が定める基準に従い、運営権者が定めるものとする。</p>

疎通を適切に行うことができない者とする。

(指定空港機能施設事業者の名称等の変更の届出)

第16条 条例第25条第4項の規定による届出は、様式第9号による届出書を知事に提出してしなければならない。

(旅客取扱施設利用料の上限の認可の申請)

第17条 条例第26条第1項前段の規定による認可を受けようとする者は、様式第10号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 条例第26条第1項後段の規定による変更の認可を受けようとする者は、様式第11号による申請書を知事に提出しなければならない。

(旅客取扱施設利用料の届出)

第18条 条例第26条第3項前段の規定による届出は、様式第12号による届出書を知事に提出してしなければならない。

2 条例第26条第3項後段の規定による届出は、様式第13号による届出書を知事に提出してしなければならない。

(区分経理の方法)

第19条 条例第27条の規定による区分経理の方法は、空港機能施設事業とその他の事業の双方に関連する収入及び費用について、その性質又は目的に従って区分する等の適正な基準により行うものとする。

(空港機能施設事業の休止及び廃止の許可の申請)

第20条 条例第29条の規定による許可を受けようとする者は、様式第14号による申請書を知事に提出しなければならない。

第2条 鳥取県営鳥取空港管理規則の一部を次のように改正する。

様式第7号の次に次の7様式を加える。

様式第8号（第14条関係）

空港機能施設事業者指定申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

住所

(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり、鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）第25条第1項の規定に基づく空港機能施設事業者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 空港機能施設の種類
- 2 空港機能施設の概要
- 3 空港機能施設事業の開始予定日

(添付書類)

- 1 空港機能施設事業を行うために必要な資金の総額、内訳及び調達方法を記載した資金計画
- 2 空港機能施設の配置図及び各階平面図
- 3 申請者が前号の施設について所有権その他の使用の権原を有すること又はこれを確実に取得することができることを証する書類
- 4 空港機能施設事業について、他の法令の規定による許可又は認可を必要とする場合には、当該許可又は認可を証する書類
- 5 法人又は団体にあつては、次に掲げる書類
 - (1) 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類並びに最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類
 - (2) 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- 6 その他知事が必要と認める事項を記載した書類

様式第9号（第16条関係）

指定空港機能施設事業者名称等変更届出書

年 月 日

鳥取県知事 様

住所

（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）第25条第4項の規定に基づき、下記のとおり名称等の変更を届け出ます。

記

変更予定年月日	変更の内容	
	変更前	変更後

様式第10号（第17条関係）

旅客取扱施設利用料上限認可申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

住所

（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり、鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）第26条第1項前段の規定に基づく旅客取扱施設利用料の上限の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 旅客取扱施設利用料の徴収の対象となる施設
- 2 旅客取扱施設利用料の上限の額

（添付書類）

旅客取扱施設利用料の上限の額の算出の基礎を記載した書類

様式第11号（第17条関係）

旅客取扱施設利用料上限変更認可申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

住所

（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり、鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）第26条第1項後段の規定に基づく旅客取扱施設利用料の上限の変更の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

変更予定年月日	変更の内容		変更の理由
	変更前	変更後	

（添付書類）

旅客取扱施設利用料の上限の額の算出の基礎を記載した書類

様式第12号（第18条関係）

旅客取扱施設利用料届出書

年 月 日

鳥取県知事 様

住所

（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）第26条第3項前段の規定に基づき、下記のとおり旅客取扱施設利用料を定めることを届け出ます。

記

- 1 旅客取扱施設利用料の徴収の対象となる施設
- 2 旅客取扱施設利用料の額及び徴収方法
- 3 徴収開始予定日

様式第13号（第18条関係）

旅客取扱施設利用料変更届出書

年 月 日

鳥取県知事 様

住所

（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）第26条第3項後段の規定に基づき、下記のとおり旅客取扱施設利用料の変更を届け出ます。

記

変更予定年月日	変更の内容		変更の理由
	変更前	変更後	

様式第14号（第20条関係）

空港機能施設事業休止・廃止許可申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

住所

（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり、鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）第29条の規定に基づく空港機能施設事業の休止・廃止の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 空港機能施設の種類
- 2 空港機能施設の概要
- 3 休止又は廃止を必要とする理由
- 4 休止開始予定日・休止期間又は廃止予定日

（添付書類）

- 1 空港機能施設の配置図及び各階平面図
- 2 法人又は団体にあつては、休止又は廃止に関する意思の決定を証する書類

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

鳥取県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則11号

鳥取県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

鳥取県労働委員会事務局組織規則（昭和27年鳥取県規則第100号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務局の内部組織の設置)</p> <p>第2条 鳥取県労働委員会事務局（以下「事務局」という。）に総務・審査担当及び調整・個別紛争解決支援担当を置く。</p>	<p>(事務局の課及び内部組織の設置)</p> <p>第2条 鳥取県労働委員会事務局（以下「事務局」という。）に<u>審査調整課</u>を置き、<u>課の事務を分掌させるため</u>総務・審査担当及び調整・個別紛争解決支援担当を置く。</p>
<p>(事務局の所掌事務)</p> <p>第3条 <u>事務局</u>の所掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>(<u>審査調整課</u>の所掌事務)</p> <p>第3条 <u>審査調整課</u>の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>公印の管守に関すること。</u></p> <p>(2) <u>文書等の收受、審査、発送、編さん及び保管に関すること。</u></p> <p>(3) <u>職員の人事に関すること（所属職員の児童手当の受給資格及びその額の認定に係るものを除く。）。</u></p> <p>(4) <u>予算、決算、会計及び物品の保管に関すること。</u></p> <p>(5) <u>総会の招集、議案の準備、議事録の作成その他議事手続に関すること。</u></p> <p>(6) <u>公益委員会議の招集、議案の準備、議事録の作成その他議事手続に関すること。</u></p> <p>(7) <u>労働組合の資格審査及び証明に関すること。</u></p> <p>(8) <u>地方公営企業における監督的地位にある職員等の範囲の認定及び告示に関すること。</u></p> <p>(9) <u>不当労働行為に関する審査及びこれに伴う諸手続に関すること。</u></p> <p>(10) <u>労働協約の地域的の一般的拘束力の適用に関すること。</u></p> <p>(11) <u>労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第42条の規定による請求に関すること。</u></p> <p>(12) <u>労働争議（労働関係調整法第6条に規定する労働争議をいう。以下同じ。）のあっせん、調停及び仲裁に関すること。</u></p> <p>(13) <u>労働争議の発生届及び公益事業の争議行為予告通知の受理に関すること。</u></p>

- (1) 総会及び公益委員会議に関すること。
- (2) 労働組合の資格審査に関すること。
- (3) 地方公営企業における監督的地位にある職員等の範囲の認定及び告示に関すること。
- (4) 不当労働行為に関する審査及びこれに伴う諸手続に関すること。
- (5) 労働協約の地域的の一般的拘束力の適用に関すること。
- (6) 労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第42条の規定による請求に関すること。
- (7) 労働争議（労働関係調整法第6条に規定する労働争議をいう。以下同じ。）のあっせん、調停及び仲裁に関すること。
- (8) 労働争議の発生届及び公益事業の争議行為予告通知の受理に関すること。
- (9) 労働争議発生に伴う実情調査に関すること。
- (10) あっせん員候補者の委嘱手続及びあっせん員候補者名簿の作成に関すること。
- (11) 知事の委任を受けた鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定によるあっせんに関すること（鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則（平成14年鳥取県規則第14号）第2条の規定によるあっせん申請書（以下単に「あっせん申請書」という。）の受理に関する事務を除く。）。
- (12) 知事の権限に属する事務の補助執行として行う条例第3条の規定による労働関係に関する事項

- (14) 労働争議発生に伴う実情調査に関すること。
- (15) あっせん員候補者の委嘱手続及びあっせん員候補者名簿の作成に関すること。
- (16) 知事の委任を受けた鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定によるあっせんに関すること（鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則（平成14年鳥取県規則第14号）第2条の規定によるあっせん申請書（以下単に「あっせん申請書」という。）の受理に関する事務を除く。）。
- (17) 知事の権限に属する事務の補助執行として行う条例第3条の規定による労働関係に関する事項についての相談及びあっせん申請書の受理に関すること。
- (18) 前各号に掲げるもののほか、労働委員会事務局の所掌事務に関すること。

についての相談及びあっせん申請書の受理に関すること。

(13) 前各号に掲げるもののほか、労働委員会の権限に属する事務の処理に関すること。

(職制及び職務)

第4条 事務局に、鳥取県労働委員会会長（以下「会長」という。）の同意を得て知事が任命する事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。

2・3 略

4 事務局次長は、あらかじめその事務を補佐する者を定めるものとし、事務局次長に事故がある場合は、その者がその職務を代行するものとする。

(事務代決)

第5条 略

2 事務局次長が不在の場合は、あらかじめ事務局次長が指定した者がその事務を代決する。

(専決事項)

第6条 知事の権限に属する事項のうち事務局長及び事務局次長の専決事項は、別表のとおりとする。

別表（第6条関係）

事務局長専決事項	<u>事務局次長</u> 専決事項
略	

2 審査調整課の内部組織の所掌事務は、事務局が別に定める。

(職制及び職務)

第4条 事務局に、鳥取県労働委員会会長（以下「会長」という。）の同意を得て知事が任命する事務局長、事務局次長、課長その他必要な職員を置く。

2・3 略

4 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理する。

5 課長は、あらかじめその事務を補佐する者を定めるものとし、課長に事故がある場合は、その者がその職務を代行するものとする。

(事務代決)

第5条 略

2 課長が不在の場合は、あらかじめ課長が指定した者がその事務を代決する。

(専決事項)

第6条 知事の権限に属する事項のうち事務局長及び課長の専決事項は、別表のとおりとする。

別表（第6条関係）

事務局長専決事項	<u>課長</u> 専決事項
略	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(鳥取県予算規則の一部改正)

2 鳥取県予算規則（昭和39年鳥取県規則第36号）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 主管課長 知事部局、議会事務局、教育委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び警察本部において部局内の予算に関する</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 主管課長 知事部局、議会事務局、教育委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、<u>労働委員会事務局</u>及び警察本部において部</p>

<p>事務を所掌する課の長並びに労働委員会事務局の事務局次長をいう。</p> <p>(3) 主務課長 知事部局、議会事務局、教育委員会の機関（鳥取県教育委員会事務局等組織規則（昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号）第4条第1項に規定する課等に限る。）、人事委員会事務局、監査委員事務局及び警察本部の課（出納機関を除き、課に相当するものを含む。）の長並びに労働委員会事務局の事務局次長をいう。</p> <p>(4) 略</p>	<p>局内の予算に関する事務を所掌する課の長をいう。</p> <p>(3) 主務課長 知事部局、議会事務局、教育委員会の機関（鳥取県教育委員会事務局等組織規則（昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号）第4条第1項に規定する課等に限る。）、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び警察本部の課（出納機関を除き、課に相当するものを含む。）の長をいう。</p> <p>(4) 略</p>
--	--

鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第12号

鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 地方機関</p> <p>第1節～第8節 略</p> <p>第9節 子ども家庭部の所管に属する機関</p> <p>第1款～第3款 略</p> <p>第4款 <u>女性相談支援センター</u> (第86条・第87条)</p> <p>第5款・第6款 略</p> <p>第10節 生活環境部の所管に属する機関</p> <p>第1款 略</p> <p>第2款 <u>犯罪被害者総合サポートセンター</u> (<u>第95条の2</u>・<u>第95条の3</u>)</p> <p>第3款 略</p> <p>第4款 略</p> <p>第5款 略</p> <p>第11節～第15節 略</p> <p>第4章・第5章 略</p> <p>附則</p> <p>(部及び局の名称等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項に掲げる部のうち、次の表の左欄に掲げる部の下に、同表の右欄に掲げる局を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>輝く鳥取創造本部</td> <td><u>とっとり暮らし推進局</u> <u>中山間・地域振興局</u> <u>中山間振興統括本部</u> <u>観光交流局</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域社会振興部</td> <td>人権尊重社会推進局 スポーツ振興局 <u>ねんりんピックはばたけ鳥取2024実施本部事務局</u></td> </tr> </table>	略		輝く鳥取創造本部	<u>とっとり暮らし推進局</u> <u>中山間・地域振興局</u> <u>中山間振興統括本部</u> <u>観光交流局</u>	略		地域社会振興部	人権尊重社会推進局 スポーツ振興局 <u>ねんりんピックはばたけ鳥取2024実施本部事務局</u>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 地方機関</p> <p>第1節～第8節 略</p> <p>第9節 子ども家庭部の所管に属する機関</p> <p>第1款～第3款 略</p> <p>第4款 <u>婦人相談所</u> (第86条・第87条)</p> <p>第5款・第6款 略</p> <p>第10節 生活環境部の所管に属する機関</p> <p>第1款 略</p> <p>第2款 略</p> <p>第3款 略</p> <p>第4款 略</p> <p>第11節～第15節 略</p> <p>第4章・第5章 略</p> <p>附則</p> <p>(部及び局の名称等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項に掲げる部のうち、次の表の左欄に掲げる部の下に、同表の右欄に掲げる局を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>輝く鳥取創造本部</td> <td>中山間・地域振興局 中山間振興統括本部 観光交流局</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域社会振興部</td> <td>人権尊重社会推進局 スポーツ振興局 文化財局</td> </tr> </table>	略		輝く鳥取創造本部	中山間・地域振興局 中山間振興統括本部 観光交流局	略		地域社会振興部	人権尊重社会推進局 スポーツ振興局 文化財局
略																	
輝く鳥取創造本部	<u>とっとり暮らし推進局</u> <u>中山間・地域振興局</u> <u>中山間振興統括本部</u> <u>観光交流局</u>																
略																	
地域社会振興部	人権尊重社会推進局 スポーツ振興局 <u>ねんりんピックはばたけ鳥取2024実施本部事務局</u>																
略																	
輝く鳥取創造本部	中山間・地域振興局 中山間振興統括本部 観光交流局																
略																	
地域社会振興部	人権尊重社会推進局 スポーツ振興局 文化財局																

	文化財局
福祉保健部	ささえあい福祉局 健康医療局 感染症対策センター
略	

(課及び課内室の設置)

第6条 次の表の第1欄に掲げる部及び第2欄に掲げる局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室を置く。

部	局	課	課内室
政策戦略本部	略		
	政策戦略局	略	
		東京本部	拉致被害者対策調整室
		関西本部	万博推進室
	略		
輝く鳥取創造本部	とっとり暮らし推進局	人口減少社会対策課	移住定住・関係人口室
		協働参画課	
		中山間・地域振興局	中山間・地域振興課
		交通政策課	空港振興室
	略		
観光交流局	略	国際観光課	

福祉保健部	ささえあい福祉局 健康医療局 <u>感染症対策局</u> 感染症対策センター
略	

(課及び課内室の設置)

第6条 次の表の第1欄に掲げる部及び第2欄に掲げる局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室を置く。

部	局	課	課内室	
政策戦略本部	略			
	政策戦略局	略		
		東京本部	拉致被害者対策調整室 総務・関係人口・県立ハローワークチーム 販路開拓・メディア連携・交流支援チーム	
		関西本部	企業立地・関係人口・県立ハローワークチーム 観光・情報発信・販路開拓チーム	
	略			
輝く鳥取創造本部	中山間・地域振興局	人口減少社会対策課	移住定住・関係人口室	
		買物環境確保推進課		
		交通政策課	空港振興室	
	略			
	観光交流局	略	国際観光・	

		略	
略			
地域社会振 興部		略	
		県民課	
		文化政策課	
		美術館	
	略		
	スポーツ振 興局	スポーツ課	
	ねんりんピ ックはばた け鳥取2024 実施本部事 務局		
略			
福祉保健部	略		
	健康医療局	略	
		医療・保険 課	
略			
略			
生活環境部		略	
		脱炭素社会 推進課	
	略		
危機管理 部・生活環 境部		原子力環境 センター	
福祉保健 部・生活環 境部		衛生環境研 究所	水環境室 化学衛生室 保健衛生

		万博課	
		略	
略			
地域社会振 興部		略	
		県民参画協 働課	ボランティ ア社会・ エスディージャーズ S D G s 推進室
		文化政策課	
	略		
	スポーツ振 興局	スポーツ課	
		ねんりんピ ック・関西 ワールドマ スターズゲ ームズ推進 課	
略			
福祉保健部	略		
	健康医療局	略	
		医療・保険 課	
	感染症対策 局	総合調整課	
	感染症対策 課		
略			
略			
生活環境部		略	
		脱炭素社会 推進課	
		衛生環境研 究所	水環境室 化学衛生室 保健衛生 室 大気・ 地球環境室
略			
危機管理 局・生活環 境部		原子力環境 センター	

			室 大気・ 地球環境室
略			
農林水産部		農林水産政 策課	企画室
	略		
略			

(政策戦略本部各課の所掌事務)

第6条の2 政策戦略本部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

とっとり未来創造タスクフォース・政策戦略局
企画課 略

政策戦略局総合統括課

(1)～(4) 略

政策戦略局広報課・政策戦略局東京本部 略

政策戦略局関西本部

(1)～(8) 略

(9) 2025年日本国際博覧会に関すること。

政策戦略局名古屋代表部～デジタル局デジタル
基盤整備課 略

(輝く鳥取創造本部各課の所掌事務)

第6条の3 輝く鳥取創造本部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

とっとり暮らし推進局人口減少社会対策課

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

とっとり暮らし推進局協働参画課

(1) 県民並びに大学、研究機関及び非営利公益
活動団体その他の団体との連携による地域づく
りの推進に関すること。

(2) 特定非営利活動法人に関すること。

中山間・地域振興局中山間・地域振興課

(1) 中山間地域等の地域振興に関すること。

(2) 住民、事業者及び行政の協働による地域交

略			
農林水産部		農林水産政 策課	
	略		
略			

(政策戦略本部各課の所掌事務)

第6条の2 政策戦略本部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

とっとり未来創造タスクフォース・政策戦略局
企画課 略

政策戦略局総合統括課

(1)～(4) 略

(5) 高速鉄道整備に係る統括に関すること。

政策戦略局広報課・政策戦略局東京本部 略

政策戦略局関西本部

(1)～(8) 略

政策戦略局名古屋代表部～デジタル局デジタル
基盤整備課 略

(輝く鳥取創造本部各課の所掌事務)

第6条の3 輝く鳥取創造本部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

中山間・地域振興局人口減少社会対策課

(1) 略

(2) 過疎・中山間地域等の地域振興に関するこ
と(中山間・地域振興局買物環境確保推進課の
所掌に属するものを除く。)

(3) 空き家の利活用及び除却に関すること。

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

中山間・地域振興局買物環境確保推進課

通の構築に関すること。

(3) 空き家の利活用及び除却に関すること。

(4) 買物をする事ができる環境等生活基盤の確保に関すること。
 中山間・地域振興局交通政策課
 (1)・(2) 略

(3) 高速鉄道整備に関すること。

(4) 空港の整備及び振興に関すること（観光交流局観光戦略課及び国際観光課の所掌に属するものを除く。）。

(5) 略
 観光交流局観光戦略課 略
 観光交流局国際観光課 略
 観光交流局交流推進課・観光交流局まんが王国官房 略

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。
 総務課～行政監察・法人指導課 略
 総合事務センター庶務集中課
 (1)～(5) 略

(6) 職員の自動車事故に係る損害賠償に関すること。

(7) 略
 (8) 略
 (9) 略
 総合事務センター物品契約課 略
 行政体制整備局人事企画課
 (1)～(7) 略

(8) その他局内他課の所掌に属しないこと。
 行政体制整備局職員支援課
 (1)～(4) 略

(5) 略
 行政体制整備局職員人材開発センター・行政体制整備局行財政改革推進課 略

(地域社会振興部各課の所掌事務)

第8条 地域社会振興部各課の所掌事務は、次のとおりとする。
 市町村課
 (1)～(4) 略
 (5) 住民基本台帳に関すること（デジタル局デ

買物をする事ができる環境の確保に関すること。

中山間・地域振興局交通政策課
 (1)・(2) 略

(3) 空港の整備及び振興に関すること（観光交流局観光戦略課及び国際観光・万博課の所掌に属するものを除く。）。

(4) 略
 観光交流局観光戦略課 略
 観光交流局国際観光・万博課 略
 観光交流局交流推進課・観光交流局まんが王国官房 略

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。
 総務課～行政監察・法人指導課 略
 総合事務センター庶務集中課
 (1)～(5) 略

(6) 略
 (7) 略
 (8) 略
 総合事務センター物品契約課 略
 行政体制整備局人事企画課
 (1)～(7) 略

(5) 職員の自動車事故に係る損害賠償に関すること。

(6) 略
 行政体制整備局職員人材開発センター・行政体制整備局行財政改革推進課 略

(地域社会振興部各課の所掌事務)

第8条 地域社会振興部各課の所掌事務は、次のとおりとする。
 市町村課
 (1)～(4) 略
 (5) 住民基本台帳に関すること（情報政策課の

デジタル基盤整備課の所掌に属するものを除く。)。

(6)～(9) 略

県民課

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

文化政策課

(1) 略

(2) 文化芸術の推進に関すること(美術館の所掌に属するものを除く。)。

(3)・(4) 略

美術館

(1) 美術関係の資料(教育委員会の所掌に属するものを除く。次号及び第3号において同じ。)の収集、保管及び展示に関すること。

(2) 美術関係の資料の利用の指導、助言及び普及に関すること。

(3) 美術関係の資料の調査研究に関すること。

人権尊重社会推進局人権・同和対策課

(1)～(4) 略

(5) その他局内他課の所掌に属しないこと。

人権尊重社会推進局女性応援課 略

スポーツ振興局スポーツ課

(1)～(5) 略

(6) ワールドマスターズゲームズに関すること。

文化財局文化財課・文化財局とっとり弥生の王国推進課 略

所掌に属するものを除く。)

(6)～(9) 略

県民参画協働課

(1) 県民及び大学、研究機関、非営利公益活動団体等の団体と連携した地域づくりの推進に関すること。

(2) ^{エスディーゼーズ}SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)の普及啓発に関すること。

(3) 特定非営利活動法人に関すること。

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

文化政策課

(1) 略

(2) 文化芸術の推進に関すること。

(3)・(4) 略

人権尊重社会推進局人権・同和対策課

(1)～(4) 略

人権尊重社会推進局女性応援課 略

スポーツ振興局スポーツ課

(1)～(5) 略

(6) その他局内他課の所掌に属しないこと。

スポーツ振興局ねんりんピック・関西ワールドマスターズゲームズ推進課

(1) ねんりんピックに関すること。

(2) ワールドマスターズゲームズに関すること。

文化財局文化財課・文化財局とっとり弥生の王国推進課 略

(ねんりんピックはばたけ鳥取2024実施本部事務局の所掌事務)

第8条の2 ねんりんピックはばたけ鳥取2024実施本部事務局は、ねんりんピックに関する事務を所掌する。

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

ささえあい福祉局福祉保健課～健康医療局医療・保険課 略

(感染症対策センターの所掌事務)

第9条の2 感染症対策センターは、感染症対策に関する事務を所掌する。

(子ども家庭部各課の所掌事務)

第9条の3 子ども家庭部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

子育て王国課 略
家庭支援課

(1)・(2) 略

(3) 困難な問題を抱える女性の支援に関する
こと。

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 福祉相談センター、児童相談所、女性相談支援センター及び児童自立支援施設に関する
こと。

総合教育推進課 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

ささえあい福祉局福祉保健課～健康医療局医療・保険課 略

感染症対策局総合調整課

感染症対策に係る総合調整に関すること(感染症対策センターの所掌に属するものを除く。)

感染症対策局感染症対策課

結核、新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザその他の感染症の対策に関すること(感染症対策センターの所掌に属するものを除く。)

(感染症対策センターの所掌事務)

第9条の2 感染症対策センターは、感染症対策の総括に関する事務を所掌する。

(子ども家庭部各課の所掌事務)

第9条の3 子ども家庭部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

子育て王国課 略
家庭支援課

(1)・(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 福祉相談センター、児童相談所、婦人相談所及び児童自立支援施設に関する
こと。

総合教育推進課 略

(生活環境部各課の所掌事務)

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境立県推進課・脱炭素社会推進課 略

自然共生社会局自然共生課 略

自然共生社会局山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館

(1) 略

(2) 山陰海岸ジオパークの保全及び利用促進に関すること（自然共生課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 略

自然共生社会局循環型社会推進課・自然共生社会局水環境保全課 略

くらしの安心局くらしの安心推進課

(1)～(19) 略

(20) 略

(21) 略

(22) 略

くらしの安心局消費生活センター～くらしの安心局住宅政策課 略

(原子力環境センターの所掌事務)

第10条の2 略

(衛生環境研究所の所掌事務)

第10条の3 衛生環境研究所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 公衆衛生及び環境に関する調査研究に関すること（環境放射能に係るものを除く。）。

(2) 細菌学的検査に関すること。

(3) 病理臨床試験検査に関すること。

(4) 化学試験に関すること。

(生活環境部各課の所掌事務)

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境立県推進課・脱炭素社会推進課 略

衛生環境研究所

(1) 公衆衛生及び環境に関する調査研究に関すること（環境放射能に係るものを除く。）。

(2) 細菌学的検査に関すること。

(3) 病理臨床試験検査に関すること。

(4) 化学試験に関すること。

(5) 食品の衛生検査に関すること。

(6) 公害の防止のための試験検査に関すること。

(7) 開放施設等の提供に関すること。

自然共生社会局自然共生課 略

自然共生社会局山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館

(1) 略

(2) 山陰海岸ジオパークの保全及び利用促進に関すること（緑豊かな自然課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 略

自然共生社会局循環型社会推進課・自然共生社会局水環境保全課 略

くらしの安心局くらしの安心推進課

(1)～(19) 略

(20) 犯罪被害者に係る総合相談窓口に関すること。

(21) 略

(22) 略

(23) 略

くらしの安心局消費生活センター～くらしの安心局住宅政策課 略

(原子力環境センターの所掌事務)

第10条の2 略

- (5) 食品の衛生検査に関すること。
- (6) 公害の防止のための試験検査に関すること。
- (7) 環境学習及び環境活動の支援に関すること。

(農林水産部各課の所掌事務)

第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農林水産政策課 略
農業振興局経営支援課

(1)～(11) 略

(12) その他局内他課の所掌に属しないこと。

農業振興局農業大学校～水産振興局漁業調整課 略

(市場開拓局各課の所掌事務)

第13条 市場開拓局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

市場開拓局販路拡大・輸出促進課

(1)～(6) 略

(7) その他局内他課の所掌に属しないこと。

市場開拓局食パラダイス推進課 略

(県土整備部各課の所掌事務)

第14条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県土総務課・技術企画課 略
道路局道路企画課

(1)～(6) 略

(7) その他局内他課の所掌に属しないこと。

道路局道路建設課 略
河川港湾局河川課

(1)～(7) 略

(8) その他局内他課の所掌に属しないこと。

河川港湾局治山砂防課・河川港湾局港湾課 略

(職制及び職務)

第16条 部、局、課及び課内室に、それぞれその長を置き、それぞれ当該部、局、課及び課内室の事務をつかさどる。

2～10 略

11 大阪・関西万博鳥取県魅力発信強化戦略会議事

(農林水産部各課の所掌事務)

第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農林水産政策課 略
農業振興局経営支援課

(1)～(11) 略

農業振興局農業大学校～水産振興局漁業調整課 略

(市場開拓局各課の所掌事務)

第13条 市場開拓局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

市場開拓局販路拡大・輸出促進課

(1)～(6) 略

市場開拓局食パラダイス推進課 略

(県土整備部各課の所掌事務)

第14条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県土総務課・技術企画課 略
道路局道路企画課

(1)～(6) 略

道路局道路建設課 略

河川港湾局河川課

(1)～(7) 略

河川港湾局治山砂防課・河川港湾局港湾課 略

(職制及び職務)

第16条 部、局、課及び課内室(政策戦略局東京本部の拉致被害者対策調整室以外の課内室を除く。以下この条において同じ。)に、それぞれその長を置き、それぞれ当該部、局、課及び課内室の事務をつかさどる。

2～10 略

務局長を政策戦略本部に置き、大阪・関西万博鳥取県魅力発信強化戦略会議の庶務をつかさどる。

12 大阪・関西万博鳥取県魅力発信強化戦略会議事務局次長を政策戦略本部に置き、大阪・関西万博鳥取県魅力発信強化戦略会議事務局長を補佐させるとともに、2025年日本国際博覧会での展示及び魅力発信の総合調整に関する事務をつかさどる。

13 略

14 略

15 若者Uターン・定住戦略本部事務局長を輝く鳥取創造本部に置き、とっとり若者Uターン・定住戦略の統括に関する事務をつかさどる。

16 略

17 略

18 略

19 略

20 略

21 略

22 略

23 略

24 略

25 略

26 略

27 美術館整備監を地域社会振興部に置き、鳥取県立美術館の整備の総合調整に関する事務をつかさどる。

28 略

29 略

30 略

(事務分担)

第17条 職員の分担事務は、課（ねんりんピックはばたけ鳥取2024実施本部事務局及び感染症対策センターにあっては局）の長が定めるものとする。

(内部組織)

第21条 鳥取県中部総合事務所に、次の表の左欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。

11 略

12 略

13 略

14 略

15 略

16 略

17 略

18 略

19 略

20 略

21 略

22 略

23 略

24 略

25 クラスタ対策監を福祉保健部に置き、新型コロナウイルス感染症のクラスター対策に関する事務をつかさどる。

26 新型コロナウイルス感染症対策本部事務局長を福祉保健部に置き、新型コロナウイルス感染症に係る施策の総合調整に関する事務をつかさどる。

27 略

28 略

(事務分担)

第17条 職員の分担事務は、課の長が定めるものとする。

(内部組織)

第21条 鳥取県中部総合事務所に、次の表の左欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、それぞれ同

県民福祉局	中部振興課
	会計総務課
	中山間地域振興チーム
	倉吉児童相談所
倉吉保健所	健康支援総務課
	医薬・感染症対策課
	生活安全課
県民福祉局・倉吉保健所	共生社会推進課
	地域福祉課
環境建築局	環境・循環推進課
	建築住宅課
農林局	農業振興課
	農商工連携チーム
	倉吉農業改良普及所
	東伯農業改良普及所
	地域整備課
	林業振興課
県土整備局	建設総務課
	維持管理課
	用地課
	計画調査課
	道路都市課
	河川砂防課

2 鳥取県西部総合事務所に、次の表の左欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる室（室に相当するものを含む。以下同じ。）を置く。

県民福祉局	略
	会計総務課
	略
略	

3 総合事務所の日野振興センターに、次の表の左欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。

略	
日野県土整備局	建設総務課
	略
	用地課

表の右欄に掲げる室（室に相当するものを含む。以下同じ。）を置く。

県民福祉局	中部振興課	
	総務室	
	中山間地域振興チーム	
	倉吉児童相談所	
倉吉保健所	健康支援総務課	
	医薬・感染症対策課	
	生活安全課	
県民福祉局・倉吉保健所	共生社会推進課	
	地域福祉課	
環境建築局	環境・循環推進課	
	建築住宅課	
農林局	農業振興課	
	農商工連携チーム	
	倉吉農業改良普及所	
	東伯農業改良普及所	
	地域整備課	
	林業振興課	
県土整備局	建設総務課	
	維持管理課	
	用地課	
	計画調査課	
	道路都市課	
	河川砂防課	

2 鳥取県西部総合事務所に、次の表の左欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。

県民福祉局	略	
	総務室	
	略	
略		

3 総合事務所の日野振興センターに、次の表の左欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。

略		
日野県土整備局	建設総務課	計画調査室
	略	
	用地課	

計画調査課
略

(県民福祉局各課の所掌事務)

第22条 中部総合事務所県民福祉局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

- 県民福祉局中部振興課 略
- 県民福祉局会計総務課 略
- 県民福祉局中山間地域振興チーム
中山間地域等の振興に関すること。
- 県民福祉局倉吉児童相談所 略

第22条の2 西部総合事務所県民福祉局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

- 県民福祉局西部振興課・県民福祉局西部観光商工課 略
- 県民福祉局会計総務課 略
- 県民福祉局中山間地域振興チーム
中山間地域等の振興に関すること(日野振興センター日野振興局地域振興課の所掌に属するものを除く。)
- 県民福祉局米子児童相談所 略

(県民福祉局及び保健所の所掌事務)

第22条の3の2 県民福祉局及び保健所各課の所掌事務は次のとおりとする。

- 県民福祉局共生社会推進課 略
- 県民福祉局地域福祉課
- (1)～(6) 略
- (7) 困難な問題を抱える女性及び配偶者等からの暴力の被害者の保護に係る相談等に関すること。
- (8)・(9) 略

(県土整備局各課の所掌事務)

第22条の7 県土整備局及び米子県土整備局(以下この条において「県土整備局」という。)各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、米子県土整備局各課の所掌事務からは、日野振興センター日野県土整備局各課の所掌に属するものを除くものとする。

- 県土整備局建設総務課～県土整備局用地課 略
- 県土整備局計画調査課
- (1)～(3) 略
- (4) 山陰道の建設に係る調整に関すること。

略	

(県民福祉局各課の所掌事務)

第22条 中部総合事務所県民福祉局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

- 県民福祉局中部振興課 略
- 県民福祉局総務室 略
- 県民福祉局中山間地域振興チーム
過疎・中山間地域の振興に関すること。
- 県民福祉局倉吉児童相談所 略

第22条の2 西部総合事務所県民福祉局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

- 県民福祉局西部振興課・県民福祉局西部観光商工課 略
- 県民福祉局総務室 略
- 県民福祉局中山間地域振興チーム
過疎・中山間地域の振興に関すること(日野振興センター日野振興局地域振興課の所掌に属するものを除く。)
- 県民福祉局米子児童相談所 略

(県民福祉局及び保健所の所掌事務)

第22条の3の2 県民福祉局及び保健所各課の所掌事務は次のとおりとする。

- 県民福祉局共生社会推進課 略
- 県民福祉局地域福祉課
- (1)～(6) 略
- (7) 要保護女子及び配偶者等からの暴力の被害者の保護に係る相談に関すること。
- (8)・(9) 略

(県土整備局各課の所掌事務)

第22条の7 県土整備局及び米子県土整備局(以下この条において「県土整備局」という。)各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、米子県土整備局各課の所掌事務からは、日野振興センター日野県土整備局各課の所掌に属するものを除くものとする。

- 県土整備局建設総務課～県土整備局用地課 略
- 県土整備局計画調査課
- (1)～(3) 略
- (4) 山陰道の建設に係る調整に関すること (西

県土整備局道路都市課・県土整備局河川砂防課
略

(日野振興センター日野振興局各課の所掌事務)

第22条の8 日野振興センター日野振興局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

日野振興センター日野振興局地域振興課
日野郡の区域における次に掲げる事務

- (1)～(3) 略
- (4) 犬及び猫の引取りに関すること。
- (5)～(7) 略
- (8) 中山間地域等の振興に関すること。
- (9)～(11) 略

日野振興センター日野振興局農林業振興課・日野振興センター日野振興局日野農業改良普及所
略

(日野振興センター日野県土整備局各課の所掌事務)

第22条の9 日野振興センター日野県土整備局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

日野振興センター日野県土整備局建設総務課
日野郡の区域における次に掲げる事務

- (1)・(2) 略

(3) 略

(4) 略

日野振興センター日野県土整備局維持管理課・日野振興センター日野県土整備局用地課 略
日野振興センター日野県土整備局計画調査課

- (1) 土木工事の計画調整及び調査設計に関すること（日野振興センター日野県土整備局道路整備課及び河川砂防課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 土木工事の施工基準（設計単価及び歩掛を含む。）に関すること。
- (3) 土木工事の設計審査に関すること。

日野振興センター日野県土整備局道路整備課・

部総合事務所に限る。）。

県土整備局道路都市課・県土整備局河川砂防課
略

(日野振興センター日野振興局各課の所掌事務)

第22条の8 日野振興センター日野振興局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

日野振興センター日野振興局地域振興課
日野郡の区域における次に掲げる事務

- (1)～(3) 略
- (4) 犬及びねこの引取りに関すること。
- (5)～(7) 略
- (8) 過疎・中山間地域の振興に関すること。
- (9)～(11) 略

日野振興センター日野振興局農林業振興課・日野振興センター日野振興局日野農業改良普及所
略

(日野振興センター日野県土整備局各課の所掌事務)

第22条の9 日野振興センター日野県土整備局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

日野振興センター日野県土整備局建設総務課
日野郡の区域における次に掲げる事務

- (1)・(2) 略
- (3) 土木工事の計画調整及び調査設計に関すること（日野振興センター日野県土整備局道路整備課及び河川砂防課の所掌に属するものを除く。）。

(4) 土木工事の施工基準（設計単価及び歩掛を含む。）に関すること。

(5) 土木工事の設計審査に関すること。

(6) 略

(7) 略

日野振興センター日野県土整備局維持管理課・日野振興センター日野県土整備局用地課 略

日野振興センター日野県土整備局道路整備課・

日野振興センター日野県土整備局河川砂防課
略

(内部組織及び所掌事務)

第34条 東部地域振興事務所に、次の表に掲げる課等を置く。

東部振興課
八頭振興課
略

2 各課等の所掌事務は、次のとおりとする。

東部振興課

(1) 本庁と東部庁舎及び八頭庁舎内の地方機関との連絡調整に関すること。

(2) 県東部圏域の活性化に関すること（八頭振興課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 略

(4) 県東部圏域に係る特定非営利活動法人等に関すること（八頭振興課の所掌に属するものを除く。）。

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) その他所内他課の所掌に属しないこと。

八頭振興課

(1) 八頭郡の区域における地域の活性化に関すること。

(2) 八頭郡の区域に係る特定非営利活動法人等に関すること。

(3) 鳥取県八頭庁舎の庁舎管理に関すること。

(4) 鳥取県八頭庁舎の車両に関すること（八頭県土整備事務所維持管理課の所掌に属するものを除く。）。

(5) 鳥取県東部農林事務所八頭事務所、鳥取県鳥獣対策センター及び鳥取県八頭県土整備事務所の予算経理及び庶務に関すること（総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課並びに鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課及び鳥取県八頭県土整備事務所建設総務課の所掌に属するものを除く。）。

中山間地域振興チーム

中山間地域等の振興に関すること。

(内部組織)

第72条 倉吉総合看護専門学校に総務課及び教務課を置く。

日野振興センター日野県土整備局河川砂防課
略

(内部組織及び所掌事務)

第34条 東部地域振興事務所に、次の表に掲げる課等を置く。

東部振興課
略

2 各課等の所掌事務は、次のとおりとする。

東部振興課

(1) 県東部圏域の活性化に関すること（本庁と各地方機関との間の総合調整を含む。）。

(2) 略

(3) 県東部圏域に係る特定非営利活動法人等に関すること。

(4) 略

(5) 略

(6) 略

中山間地域振興チーム

過疎・中山間地域の振興に関すること。

(内部組織)

第72条 倉吉総合看護専門学校に教務課を置く。

(所掌事務)

第76条 精神保健福祉センターは、県民の精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るため、次に掲げる事務を所掌する。

(1)・(2) 略

(3) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び援助のうち複雑又は困難なものに関すること。

(4)～(9) 略

(所掌事務)

第81条 福祉相談センターは、児童及び困難な問題を抱える女性の福祉並びに配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する相談等についての総合企画及び連絡調整を行う事務を所掌する。

(内部組織)

第85条 次の表の左欄に掲げる児童相談所ごとに、それぞれ当該右欄に掲げる課を置く。

略	
鳥取県倉吉児童相談所	<u>中部総合事務所県民福祉局倉吉児童相談所総務課</u> 中部総合事務所県民福祉局倉吉児童相談所相談課 中部総合事務所県民福祉局倉吉児童相談所判定保護課
鳥取県米子児童相談所	<u>西部総合事務所県民福祉局米子児童相談所総務課</u> 西部総合事務所県民福祉局米子児童相談所相談課 西部総合事務所県民福祉局米子児童相談所判定課 西部総合事務所県民福祉局米子児童相談所一時保護課

第4款 女性相談支援センター

(名称、位置及び所管区域)

第86条 鳥取県女性相談支援センター設置条例 (平

(所掌事務)

第76条 精神保健福祉センターは、県民の精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るため、次に掲げる事務を所掌する。

(1)・(2) 略

(3) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものに関すること。

(4)～(9) 略

(所掌事務)

第81条 福祉相談センターは、児童及び要保護女子の福祉並びに配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する相談についての総合企画及び連絡調整を行う事務を所掌する。

(内部組織)

第85条 次の表の左欄に掲げる児童相談所ごとに、それぞれ当該右欄に掲げる課を置く。

略	
鳥取県倉吉児童相談所	中部総合事務所県民福祉局倉吉児童相談所相談課 中部総合事務所県民福祉局倉吉児童相談所判定保護課
鳥取県米子児童相談所	西部総合事務所県民福祉局米子児童相談所相談課 西部総合事務所県民福祉局米子児童相談所判定課 西部総合事務所県民福祉局米子児童相談所一時保護課

第4款 婦人相談所

(名称、位置及び所管区域)

第86条 鳥取県婦人相談所設置条例 (平成12年鳥取

成12年鳥取県条例第7号)第1条の規定により設置された女性相談支援センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県女性相談支援センター	略	

(所掌事務)

第87条 女性相談支援センターは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第9条第3項各号に掲げる困難な問題を抱える女性への支援に関する事務
- (2) 略

(所掌事務)

第92条 障害児入所施設は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 児童福祉法第42条第1項第1号の規定による障害児の入所による保護並びに日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援に関すること(鳥取県立皆成学園に限る。)
- (2) 児童福祉法第42条第1項第2号の規定による障害児の入所による保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援並びに治療に関すること(鳥取県立総合療育センターに限る。)
- (3)・(4) 略

2 児童発達支援センターは、児童福祉法第43条の規定による地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児の通所による高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援の提供並びに障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対する相談、専門的な助言その他の必要な援助に関する事務を所掌する。

(所掌事務)

第95条 略

第2款 犯罪被害者総合サポートセンタ

二

県条例第7号)第1条の規定により設置された婦人相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県婦人相談所	略	

(所掌事務)

第87条 婦人相談所は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第3項各号に掲げる要保護女子の保護更生に関する事務
- (2) 略

(所掌事務)

第92条 障害児入所施設は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 児童福祉法第42条第1項第1号の規定による障害児の入所による保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与に関すること(鳥取県立皆成学園に限る。)
- (2) 児童福祉法第42条第1項第2号の規定による障害児の入所による保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療に関すること(鳥取県立総合療育センターに限る。)
- (3)・(4) 略

2 児童発達支援センターは、児童福祉法第43条第1項第2号の規定による障害児の通所による日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練及び治療に関する事務を所掌する。

(所掌事務)

第95条 略

(名称、位置及び所管区域)

第95条の2 犯罪被害者総合サポートセンターを次のとおり置く。

名称	位置	所管区域
犯罪被害者総合サポートセンター	鳥取市	鳥取県の区域

(所掌事務)

第95条の3 犯罪被害者総合サポートセンターは、犯罪の被害に係る総合相談窓口及び犯罪の被害者等への緊急的支援、相談支援、生活支援、経済的支援その他必要な支援に関する事務を所掌する。

第3款 略

第4款 略

第5款 略

(内部組織及び所掌事務)

第108条 東部農林事務所に、次の表に掲げる課等を置く。

農業振興課
農商工連携チーム
鳥取農業改良普及所
地域整備課

2・3 略

(内部組織及び所掌事務)

第140条 次の表の左欄に掲げる県土整備事務所ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。

鳥取県鳥取県土整備事務所	建設総務課
	維持管理課
	用地課
	計画調査課
	道路都市課
	河川砂防課
鳥取県八頭県土整備事務所	建設総務課
	維持管理課

第2款 略

第3款 略

第4款 略

(内部組織及び所掌事務)

第108条 東部農林事務所に、次の表の左欄に掲げる課等を置き、課等の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。

農業振興課	
農商工連携チーム	
鳥取農業改良普及所	
地域整備課	

2・3 略

(内部組織及び所掌事務)

第140条 次の表の左欄に掲げる県土整備事務所ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる課等を置き、課等の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。

鳥取県鳥取県土整備事務所	建設総務課	
	維持管理課	
	用地課	
	計画調査課	
	道路都市課	
	河川砂防課	
鳥取県八頭県土整備事務所	建設総務課	計画調査室
	維持管理課	

用地課
計画調査課
道路整備課
河川砂防課

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

建設総務課

(1)～(3) 略

(4) 略

維持管理課・用地課 略

計画調査課

(1) 土木工事の計画調整及び調査設計に関する
こと（道路都市課及び道路整備課並びに河川砂防課の所掌に属するものを除く。）。

(2)・(3) 略

道路都市課及び道路整備課・河川砂防課 略

(附属機関の庶務担当機関)

第155条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。

附属機関	庶務担当機関
略	
鳥取県中山間地域等活性化・移住定住促進協	中山間・地域振興局 中山間・地域振興課

用地課
道路整備課
河川砂防課

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

建設総務課

次に掲げる事務（第4号から第9号までに掲げる事務にあつては、鳥取県八頭県土整備事務所に限る。）

(1)～(3) 略

(4) 土木工事の計画調整及び調査設計に関すること（八頭県土整備事務所道路整備課及び八頭県土整備事務所河川砂防課の所掌に属するものを除く。）。

(5) 土木工事の施工基準（設計単価及び歩掛を含む。）に関すること。

(6) 土木工事の設計審査に関すること。

(7) 鳥取県八頭庁舎の庁舎管理に関すること。

(8) 鳥取県八頭庁舎の車両に関すること（維持管理課の所掌に属するものを除く。）。

(9) 鳥取県東部農林事務所八頭事務所、鳥取県鳥獣対策センター及び鳥取県八頭県土整備事務所の予算経理及び庶務に関すること（総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課並びに鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課の所掌に属するものを除く。）。

(10) 略

維持管理課・用地課 略

計画調査課

(1) 土木工事の計画調整及び調査設計に関する
こと（鳥取県土整備事務所道路都市課、鳥取県土整備事務所河川砂防課及び鳥取県土整備事務所山陰道・岩美道路推進室の所掌に属するものを除く。）。

(2)・(3) 略

道路都市課及び道路整備課・河川砂防課 略

(附属機関の庶務担当機関)

第155条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。

附属機関	庶務担当機関
略	
鳥取県中山間地域等活性化・移住定住促進協	中山間・地域振興局 人口減少社会対策課

議会		議会	
略		略	
鳥取県県民投票選択肢等検討委員会	県民課	鳥取県県民投票選択肢等検討委員会	県民参画協働課
鳥取県情報公開・個人情報保護審査会	県民課（政策法務課及び市町村課が担当する事務を除く。）	鳥取県情報公開・個人情報保護審査会	県民参画協働課（政策法務課及び市町村課が担当する事務を除く。）
略	略	略	略
略	文化政策課	略	文化政策課
鳥取県文化芸術事業評価委員会		鳥取県文化芸術事業評価委員会	
鳥取県美術資料収集評価委員会	美術館		
略		略	
鳥取県感染症対策協議会	感染症対策センター	鳥取県感染症対策協議会	感染症対策局感染症対策課
略		略	
鳥取県廃棄物審議会	自然共生社会局循環型社会推進課（産業廃棄物処理施設審査準備室が担当する事務を除く。） 産業廃棄物処理施設審査準備室（公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが米子市淀江町小波地内に設置を計画している産業廃棄物処理施設に関するものに限る。）	鳥取県廃棄物審議会	自然共生社会局循環型社会推進課
略		略	
2 略		2 略	

（鳥取県庁舎管理規則の一部改正）

第2条 鳥取県庁舎管理規則（昭和31年鳥取県規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（庁舎管理者等）</p> <p>第1条の2 次の表の左欄に掲げる庁舎（これらの敷地で知事の管理に属するものを含む。以下同じ。）に庁舎管理者を置き、それぞれ同表の右欄</p>	<p>（庁舎管理者等）</p> <p>第1条の2 次の表の左欄に掲げる庁舎（これらの敷地で知事の管理に属するものを含む。以下同じ。）に庁舎管理者を置き、それぞれ同表の右欄</p>

<p>に定める職にある者をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">八頭庁舎</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">東部地域振興事務所 長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>2・3 略</p>	略		八頭庁舎	東部地域振興事務所 長	略		<p>に定める職にある者をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">八頭庁舎</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">八頭県土整備事務所 長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>2・3 略</p>	略		八頭庁舎	八頭県土整備事務所 長	略	
略													
八頭庁舎	東部地域振興事務所 長												
略													
略													
八頭庁舎	八頭県土整備事務所 長												
略													

(職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第3条 職員の職の設置に関する規則(昭和39年鳥取県規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表(第2条関係)</p> <p>統轄監、部長、本部長、所長、理事監、令和5年台風第7号災害復旧・復興本部事務局長、<u>大阪・関西万博鳥取県魅力発信強化戦略会議事務局長、美術館整備監、会計管理者、次長、局長、事務局長、参事監、鳥取県^{エスディージーズ}推進・温室効果ガス削減戦略本部事務局長、鳥取県Society5.0推進本部事務局長、若者Uターン・定住戦略本部事務局長、サイクルツーリズム振興監、業務適正化推進本部事務局長、原子力安全対策監、文化振興監、関西ワールドマスタースゲームズ鳥取県実施本部事務局長、経済産業振興監、課長、室長、副局長、校長、館長、園長、チーム長、サブチーム長、副所長、副校長、参事、副本部長、大阪・関西万博鳥取県魅力発信強化戦略会議事務局次長、債権管理幹、官房長、副官房長、業務適正化推進幹、業務適正化監察幹、危機管理専門官、危機管理情報官、原子力モニタリング専門官、原子力防災訓練推進官、原子力安全監督官、<u>中部復興支援幹、副館長、星空環境推進幹、支所長、主任教授、総括検査専門員、検査専門員、課長補佐、主幹、総括主計員、地方交通主幹、中山間地域振興リーダー、管理栄養主幹、診療放射線主幹、理学療法主幹、作業療法主幹、歯科衛生主幹、言語聴覚主幹、臨床心理主幹、教務主幹、保育士長、教授、専技主幹、普及主幹、検査主幹、係長、副主幹、主計員、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、管理栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、副保育士長、職業訓練指導主任、普及主任、准教授、農業専門技術員、林業専門技術員、主事、講師、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、農林技</u></u></p>	<p>別表(第2条関係)</p> <p>統轄監、部長、本部長、<u>局長</u>、所長、理事監、令和5年台風第7号災害復旧・復興本部事務局長、会計管理者、次長、参事監、鳥取県^{エスディージーズ}推進・温室効果ガス削減戦略本部事務局長、サイクルツーリズム振興監、原子力安全対策監、<u>鳥取県Society5.0推進本部事務局長、文化振興監、クラスタ対策監、新型コロナウイルス感染症対策本部事務局長、官房長、経済産業振興監、業務適正化推進本部事務局長、関西ワールドマスタースゲームズ鳥取県実施本部事務局長、室長、副局長、校長、館長、園長、課長、星空環境推進幹、<u>中部復興支援幹、参事、危機管理専門官、危機管理情報官、原子力モニタリング専門官、原子力防災訓練推進官、原子力安全監督官、副官房長、事務局長、主任教授、副所長、副校長、総括検査専門員、検査専門員、債権管理幹、税務専門員、用地専門員、業務適正化推進幹、業務適正化監察幹、チーム長、副本部長、支所長、中山間地域振興リーダー、課長補佐、主幹、室長補佐、教授、総括主計員、主計員、税務主幹、地方交通主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、<u>査察指導員、保育士長、副保育士長、准教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、管理栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、医療ソーシャルワーカー主任、主事、<u>観光誘客チーフコーディネーター、ス</u></u></u></u></p>

<p>師、水産技師、土木技師、<u>観光誘客チーフコーディネーター</u>、<u>教官</u>、<u>学芸員補</u>、<u>スポーツ指導主事</u>、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、心理療法師、心理判定員、管理栄養士、理学療法師、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士、薬剤師、看護師、歯科衛生士、<u>児童心理司</u>、<u>児童福祉司</u>、<u>児童自立支援専門員</u>、<u>児童指導員</u>、<u>児童生活支援員</u>、<u>保育士</u>、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、専門員、総括専門員、文化財主事、場長、上席研究員、分場長、試験地長、主幹学芸員、主幹研究員、<u>室長補佐</u>、主任学芸員、主任研究員、研究員、学芸員、院長、<u>院長代理</u>、副院長、医長、副医長、医師、<u>歯科医師</u>、<u>臨床検査主幹</u>、<u>臨床検査主任</u>、<u>臨床検査技師</u>、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、船長、<u>機関長</u>、<u>航海長</u>、<u>通信長</u>、<u>漁業取締専門員</u>、<u>機関士長</u>、<u>航海士長</u>、<u>通信士長</u>、<u>機関士</u>、<u>航海士</u>、<u>機関員</u>、<u>甲板員</u>、現業職長、現業技術員、農業技手、畜産技手、現業主事、介助員、隊長、副隊長、隊員、保安全管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、<u>査察指導員</u>、<u>毒物劇物監視員</u>、<u>麻薬取締員</u>、<u>栄養指導員</u>、<u>環境衛生指導員</u>、<u>食品衛生監視員</u>、<u>家庭用品衛生監視員</u>、<u>防疫員</u>、<u>肥料検査員</u>、<u>土地調査員</u>、<u>建築主事</u>、<u>建築監視員</u>、<u>狂犬病予防員</u>、<u>動物愛護管理員</u>、<u>狂犬病予防技術員</u>、<u>動物愛護技術員</u>、<u>鳥取砂丘レンジャー</u>、<u>公営住宅監理員</u>、<u>小作主事</u>、<u>普及指導員</u>、<u>と畜検査員</u>、<u>地方種畜検査委員</u>、<u>家畜防疫員</u>、<u>林業普及指導員</u>、<u>森林害虫防除員</u>、<u>魚類防疫員</u>、<u>漁業監督吏員</u>、<u>道路監理員</u>、<u>河川監理員</u>、<u>砂防管理員</u>、<u>出納員</u>、<u>分任出納員</u>、<u>会計員</u>、<u>企業出納員</u>及び現金取扱員</p>	<p><u>ポーツ指導主事</u>、<u>学芸員補</u>、<u>機械技師</u>、<u>電気技師</u>、<u>衛生技師</u>、<u>造園技師</u>、<u>建築技師</u>、<u>商工技師</u>、<u>農林技師</u>、<u>水産技師</u>、<u>土木技師</u>、<u>教官</u>、<u>保健師</u>、<u>社会福祉主事</u>、<u>精神福祉主事</u>、<u>精神保健福祉士</u>、<u>心理療法師</u>、<u>心理判定員</u>、<u>児童心理司</u>、<u>児童福祉司</u>、<u>児童自立支援専門員</u>、<u>児童指導員</u>、<u>児童生活支援員</u>、<u>生活指導員</u>、<u>保育士</u>、<u>管理栄養士</u>、<u>理学療法師</u>、<u>医療ソーシャルワーカー</u>、<u>臨床心理士</u>、<u>臨床検査技師</u>、<u>講師</u>、<u>薬剤師</u>、<u>看護師</u>、<u>歯科衛生士</u>、<u>職業訓練指導員</u>、<u>改良普及員</u>、<u>林業改良指導員</u>、<u>専門員</u>、<u>総括専門員</u>、<u>副館長</u>、<u>文化財主事</u>、<u>場長</u>、<u>上席研究員</u>、<u>分場長</u>、<u>試験地長</u>、<u>主幹学芸員</u>、<u>主幹研究員</u>、<u>主任学芸員</u>、<u>サブチーム長</u>、<u>主任研究員</u>、<u>研究員</u>、<u>学芸員</u>、<u>院長</u>、<u>副院長</u>、<u>医長</u>、<u>副医長</u>、<u>医師</u>、<u>歯科医師</u>、<u>診療放射線技師</u>、<u>作業療法士</u>、<u>言語聴覚士</u>、<u>看護師長</u>、<u>副看護師長</u>、<u>看護主任</u>、<u>准看護師</u>、<u>船長</u>、<u>機関長</u>、<u>機関士長</u>、<u>航海士長</u>、<u>漁業取締専門員</u>、<u>機関士</u>、<u>航海士</u>、<u>現業職長</u>、<u>現業技術員</u>、<u>農業技手</u>、<u>畜産技手</u>、<u>現業主事</u>、<u>介助員</u>、<u>映画監督</u>、<u>映画制作スタッフ</u>、<u>隊長</u>、<u>副隊長</u>、<u>隊員</u>、<u>保安全管理員</u>、<u>液化石油ガス検査員</u>、<u>医療監視員</u>、<u>薬事監視員</u>、<u>毒物劇物監視員</u>、<u>麻薬取締員</u>、<u>栄養指導員</u>、<u>環境衛生指導員</u>、<u>食品衛生監視員</u>、<u>家庭用品衛生監視員</u>、<u>防疫員</u>、<u>肥料検査員</u>、<u>土地調査員</u>、<u>建築主事</u>、<u>建築監視員</u>、<u>狂犬病予防員</u>、<u>動物愛護管理員</u>、<u>狂犬病予防技術員</u>、<u>動物愛護技術員</u>、<u>鳥取砂丘レンジャー</u>、<u>公営住宅監理員</u>、<u>小作主事</u>、<u>と畜検査員</u>、<u>地方種畜検査委員</u>、<u>家畜防疫員</u>、<u>森林害虫防除員</u>、<u>魚類防疫員</u>、<u>漁業監督吏員</u>、<u>道路監理員</u>、<u>河川監理員</u>、<u>砂防管理員</u>、<u>出納員</u>、<u>分任出納員</u>、<u>会計員</u>、<u>企業出納員</u>及び現金取扱員</p>
--	--

(鳥取県物品事務取扱規則の一部改正)

第4条 鳥取県物品事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(物品出納員) 第5条 略 2 略 3 物品出納員は、次に定める者をもってこれに充てる。 (1)～(4) 略 (5) 労働委員会事務局にあつては、会計事務を</p>	<p>(物品出納員) 第5条 略 2 略 3 物品出納員は、次に定める者をもってこれに充てる。 (1)～(4) 略 (5) 労働委員会事務局にあつては、会計事務を</p>

担当する <u>課長補佐</u> の職にある者 (6) 略 4 略	担当する <u>主幹</u> の職にある者 (6) 略 4 略
---	---------------------------------------

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

第5条 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(12) 略 (13) 課内室長 組織規則第6条の表の第4欄に掲げる課内室(衛生環境研究所に置かれるものを除く。)の長 <u>(組織規則第16条第6項の規定により置かれる副局長であつて組織規則第6条の表の第2欄に掲げる局のうち当該局内に課が置かれない局に置かれるものを含む。)</u> をいう。 (14)～(17) 略 (18) 課長 組織規則第6条の表の第3欄に掲げる課の長 <u>(同表の第2欄に掲げる局のうち当該局内に課が置かれない局の長を含む。)</u> をいう。 (19)～(23) 略	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(12) 略 (13) 課内室長 組織規則第6条の表の第4欄に掲げる課内室(東京本部、関西本部及び衛生環境研究所に置かれるものを除く。)の長をいう。 (14)～(17) 略 (18) 課長 組織規則第6条の表の第3欄に掲げる課の長をいう。 (19)～(23) 略

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

第6条 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則(平成12年鳥取県規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(公の意思の形成への参画に携わる職) 第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。 (1) 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号。以下「組織条例」という。)第14条第1項に規定する統轄監及び部長、鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。)第16条第1項の規定により置かれる局及び課の長、同条第6項の規定により置かれる次長及び同項の規定により置かれる副局長であつて組織規則第6条の表の第2欄に	(公の意思の形成への参画に携わる職) 第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。 (1) 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号。以下「組織条例」という。)第14条第1項に規定する統轄監及び部長、鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。)第16条第1項の規定により置かれる局及び課の長、同条第6項の規定により置かれる次長、 <u>同条第8項の規定により置かれる理事監及び参事監、同条第11項の規定によ</u>

<p>掲げる局のうち当該局内に課が置かれない局に置かれるもの、<u>第16条第8項</u>の規定により置かれる理事監及び参事監、<u>同条第13項</u>の規定により置かれる債権管理幹、<u>同条第20項</u>の規定により置かれる危機管理専門官、<u>同条第21項</u>の規定により置かれる危機管理情報官、<u>同条第22項</u>の規定により置かれる原子力安全対策監、<u>同条第23項</u>の規定により置かれる原子力モニタリング専門官、<u>同条第24項</u>の規定により置かれる原子力防災訓練推進官、<u>同条第25項</u>の規定により置かれる原子力安全監督官並びに<u>同条第30項</u>の規定により置かれる経済産業振興監</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>り置かれる債権管理幹、<u>同条第13項</u>の規定により置かれるサイクルツーリズム振興監、<u>同条第17項</u>の規定により置かれる危機管理専門官、<u>同条第18項</u>の規定により置かれる危機管理情報官、<u>同条第19項</u>の規定により置かれる原子力安全対策監、<u>同条第20項</u>の規定により置かれる原子力モニタリング専門官、<u>同条第21項</u>の規定により置かれる原子力防災訓練推進官、<u>同条第22項</u>の規定により置かれる原子力安全監督官、<u>同条第23項</u>の規定により置かれる文化振興監、<u>同条第25項</u>の規定により置かれるクラスター対策監、<u>同条第26項</u>の規定により置かれる新型コロナウイルス感染症対策本部事務局長並びに<u>同条第28項</u>の規定により置かれる経済産業振興監</p> <p>(2)～(5) 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部改正)
- 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則(昭和39年鳥取県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務の範囲) 第2条 条例別表の1の項の第2欄の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 庶務集中課、中部総合事務所、西部総合事務所及び<u>東部地域振興事務所</u>が集中管理する自動車の購入費、賃借料、燃料費、維持管理経費、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険契約に基づく保険料並びに当該自動車を運転して出張する運転士に支給する旅費の支払に関する事務並びに庶務集中課において賃貸借契約を締結した自動車を保管する部又は地方機関の当該自動車の賃借料の支払に関する事務</p> <p>(3)～(11) 略</p>	<p>(事務の範囲) 第2条 条例別表の1の項の第2欄の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 庶務集中課、中部総合事務所、西部総合事務所、<u>東部地域振興事務所</u>及び<u>八頭県土整備事務所</u>が集中管理する自動車の購入費、賃借料、燃料費、維持管理経費、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険契約に基づく保険料並びに当該自動車を運転して出張する運転士に支給する旅費の支払に関する事務並びに庶務集中課において賃貸借契約を締結した自動車を保管する部又は地方機関の当該自動車の賃借料の支払に関する事務</p> <p>(3)～(11) 略</p>

(鳥取県公報発行規則の一部改正)

- 鳥取県公報発行規則(平成5年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

<p>(公報の閲覧)</p> <p>第4条 公報は、地域社会振興部<u>県民課</u>の適当な場所に備え置くとともに、インターネットを利用して一般の閲覧に供する。</p>	<p>(公報の閲覧)</p> <p>第4条 公報は、地域社会振興部<u>県民参画協働課</u>の適当な場所に備え置くとともに、インターネットを利用して一般の閲覧に供する。</p>
---	---

(鳥取県知事の資産等の公開に関する規則の一部改正)

- 4 鳥取県知事の資産等の公開に関する規則（平成7年鳥取県規則第104号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(報告書の閲覧)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 閲覧は、鳥取県地域社会振興部<u>県民課</u>、鳥取県中部総合事務所<u>県民福祉局</u>並びに鳥取県西部総合事務所<u>県民福祉局</u>及び日野振興センター日野振興局で、執務時間中にしなければならない。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(報告書の閲覧)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 閲覧は、鳥取県地域社会振興部<u>県民参画協働課</u>、鳥取県中部総合事務所<u>県民福祉局</u>並びに鳥取県西部総合事務所<u>県民福祉局</u>及び日野振興センター日野振興局で、執務時間中にしなければならない。</p> <p>4～6 略</p>

(鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部改正)

- 5 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の事業報告書等の公表)</p> <p>第3条 条例第9条第2項の規則で定める方法は、鳥取県地域社会振興部<u>県民課</u>、鳥取県中部総合事務所<u>県民福祉局</u>並びに鳥取県西部総合事務所<u>県民福祉局</u>及び日野振興センター日野振興局で、執務時間中閲覧に供する方法とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(指定管理者の事業報告書等の公表)</p> <p>第3条 条例第9条第2項の規則で定める方法は、鳥取県地域社会振興部<u>県民参画協働課</u>、鳥取県中部総合事務所<u>県民福祉局</u>並びに鳥取県西部総合事務所<u>県民福祉局</u>及び日野振興センター日野振興局で、執務時間中閲覧に供する方法とする。</p> <p>2 略</p>

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第13号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年鳥取県規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第6条の3 条例第7条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第6条の3 条例第7条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定により婦人補導院に収容されている場合</u></p>

(職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 職員の退職手当の支給に関する規則(昭和51年鳥取県規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(条例第15条第10項第2号に規定する規則で定める理由により就職が困難な者)</p> <p>第15条の3 条例第15条第10項第2号イに規定する規則で定める理由により就職が困難な者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 更生保護法(平成19年法律第88号)第48条各号又は第85条第1項各号に掲げる者であって、その者の職業のあっせんに関し保護観察所長から公共職業安定所長に連絡のあったもの</p> <p>(5) 略</p>	<p>(条例第15条第10項第2号に規定する規則で定める理由により就職が困難な者)</p> <p>第15条の3 条例第15条第10項第2号に規定する規則で定める理由により就職が困難な者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>売春防止法(昭和31年法律第118号)第26条第1項の規定により保護観察に付された者及び更生保護法(平成19年法律第88号)第48条各号又は第85条第1項各号に掲げる者であって、その者の職業のあっせんに関し保護観察所長から公共職業安定所長に連絡のあったもの</u></p> <p>(5) 略</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条中職員の退職手当の支給に関する規則第15条の3各号列記以外の部分の改正規定は、公布の日から施行する。

とっとり県民の日条例第4条の使用料等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第14号

とっとり県民の日条例第4条の使用料等を定める規則の一部を改正する規則

とっとり県民の日条例第4条の使用料等を定める規則（平成10年鳥取県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>とっとり県民の日条例（平成10年鳥取県条例第13号）第4条の規則で定める使用料又は利用に係る料金は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）第14条第1項の規定に基づく使用料又は第15条第1項の規定に基づく利用料金（同条例第8条第1項に規定する有料公園施設（次号において「<u>有料公園施設</u>」という。）に係るものを除く。）のうち、鳥取県立布勢総合運動公園及び鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（<u>中国庭園燕趙園</u>を除く。）の集会、展示会その他これらに類する催しに係るもの（ふさわしい行事を行う場合に限る。）</p> <p>(3) 鳥取県都市公園条例第15条第1項の規定に基づく利用料金（<u>有料公園施設に係るものに限る。</u>）のうち、次に掲げる施設の利用に係るもの</p> <p>ア 鳥取県立布勢総合運動公園の陸上競技場（トレーニングルームを除く。）、野球場、球技場、補助競技場、<u>投てき場</u>、鳥取県民体育館（トレーニングルームを除く。）及び多目的広場並びに鳥取県立東郷湖羽合臨海公園のあやめ池スポーツセンター（トレーニングルームを除く。）、東郷湖カヌーセンター（カヌー艇庫を除く。）、<u>屋根のある多目的広場</u>及び南谷多目的広場（専用利用の場合にあっては、ふさわしい行事を行うときに限る。）</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(4)～(7) 略</p>	<p>とっとり県民の日条例（平成10年鳥取県条例第13号）第4条の規則で定める使用料又は利用に係る料金は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）第14条第1項の規定に基づく使用料のうち、鳥取県立布勢総合運動公園及び鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（<u>燕趙園</u>を除く。）の集会、展示会その他これらに類する催しに係るもの（ふさわしい行事を行う場合に限る。）</p> <p>(3) 鳥取県都市公園条例第8条第1項の規定に基づく利用料金のうち、次に掲げる施設の利用に係るもの</p> <p>ア 鳥取県立布勢総合運動公園の陸上競技場（トレーニングルームを除く。）、野球場、球技場、補助競技場、鳥取県民体育館（トレーニングルームを除く。）及び多目的広場並びに鳥取県立東郷湖羽合臨海公園のあやめ池スポーツセンター（トレーニングルームを除く。）、東郷湖カヌーセンター（カヌー艇庫を除く。）及び<u>屋根のある多目的広場</u>（専用利用の場合にあっては、ふさわしい行事を行うときに限る。）</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(4)～(7) 略</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

鳥取県個人情報の保護に関する法律等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第15号

鳥取県個人情報の保護に関する法律等施行規則の一部を改正する規則

鳥取県個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（開示の請求等に係る手数料の減免） 第12条 略 2 略 3 代金引換以外の方法で写しを送付する場合の手 数料の額は、条例別表の写しの送付に係る手数料 の項に定める額から <u>350円</u> を減じた額とする。 4 略	（開示の請求等に係る手数料の減免） 第12条 略 2 略 3 代金引換以外の方法で写しを送付する場合の手 数料の額は、条例別表の写しの送付に係る手数料 の項に定める額から <u>330円</u> を減じた額とする。 4 略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 鳥取県立産業人材育成センター条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第56号）附則第2項の規定によりなお従前の例によるものとされる保有個人情報の開示請求に係る保有個人情報が記録されている文書、図画又は電磁的記録の写しの送付に係る手数料の額については、改正後の鳥取県個人情報の保護に関する法律等施行規則第12条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県立むきばんだ史跡公園管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第16号

鳥取県立むきばんだ史跡公園管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立むきばんだ史跡公園管理規則（平成31年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用許可の申請)</p> <p>第2条 条例第10条第1項の許可を受けようとする者は、<u>指定管理者（条例第5条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。</u></p> <p>(施設設備の損傷等の届出)</p> <p>第3条 史跡公園の施設設備又は展示物その他の資料を毀損し、又は汚損した者は、直ちにその旨を<u>指定管理者</u>に届け出て、その指示を受けなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 この規則に定めるもののほか、史跡公園の管理に関し必要な事項は、<u>鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。</u></p>	<p>(利用許可の申請)</p> <p>第2条 条例第10条第1項の許可を受けようとする者は、<u>様式第1号による申請書を所長に提出しなければならない。</u></p> <p>(行為許可の申請)</p> <p>第3条 条例第14条第1項第3号又は第6号の許可を受けようとする者は、<u>様式第2号又は様式第3号による申請書を所長に提出しなければならない。</u></p> <p>(施設設備の損傷等の届出)</p> <p>第4条 史跡公園に設置された施設設備又は展示物その他の資料を毀損し、又は汚損した者は、直ちにその旨を<u>所長</u>に届け出て、その指示を受けなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この規則に定めるもののほか、史跡公園の管理に関し必要な事項は、<u>別に定める。</u></p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表面)</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>鳥取県立むきばんだ史跡公園施設利用許可申請書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">（法人にあっては、所在地並びに名称及び代</p> </div>

表者の氏名) 電話番号 担当者名 鳥取県立むきばんだ史跡公園の施設を次のとおり利用することについて、許可を申請します。	
利用しようとする施設の名称	体験学習室1 ・ 体験学習室2 ・ 屋外展示施設
利用目的	
利用面積	
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
集合予定人員	
減免申請の有無	有 無
冷暖房使用の有無	有 無
その他参考となるべき事項	

注

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 利用しようとする施設の名称を○で囲むこと。

(裏面)

<input type="checkbox"/> 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。 <input type="checkbox"/> 史跡公園の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。 <input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。 <input type="checkbox"/> 利用に当たっては、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第14条の規定を遵守すること。 上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

- 1 該当する□にレ印を記入すること。
- 2 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第10条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

様式第2号 (第3条関係)

(表面)

鳥取県立むきばんだ史跡公園内行為許可申請書

職 氏 名 様

年 月 日

申請者

住所

氏名 印

(法人にあつては、
所在地並びに名称及
び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

鳥取県立むきばんだ史跡公園において次の行為
を行うことについて、許可を申請します。

行 為 の 種 類	竹木の伐採 ・ 植物の採取
行 為 の 目 的	
行 為 の 場 所	
行為の着手及び 完了予定	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
行為の施行工法	
その他参考とな るべき事項	

注

- 1 申請者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 許可を受けたい行為の種類を○で囲むこと。

(裏面)

- 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。
- 史跡公園の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。
- 利用に当たっては、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第14条の規定を遵守すること。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

- 1 該当する□にレ印を記入すること。
- 2 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第10条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

様式第3号（第3条関係）

（表面）

鳥取県立むきばんだ史跡公園内物品販売許可申請書	
職 氏 名 様	
年 月 日	
申請者	
住所	
氏名 印	
（法人にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名）	
電話番号	
担当者名	
鳥取県立むきばんだ史跡公園において次のとおり物品を販売することについて、許可を申請します。	
販 売 の 目 的	
販 売 す る 物 品	
販 売 す る 場 所	
販 売 す る 期 間	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項	

注 申請者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

（裏面）

<input type="checkbox"/> 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。 <input type="checkbox"/> 史跡公園の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。 <input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。 <input type="checkbox"/> 利用に当たっては、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第14条の規定を遵守すること。 上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

- 1 該当する□にレ印を記入すること。
- 2 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第10条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照

	<u>会することがある。</u>
--	------------------

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。